

全労連 第21回定期大会

議案書

2004年7月28-30日
ホテル「イースト21東京」



全国労働組合総連合

目次

＜第1号議案＞運動方針案

【第1章】前大会以降の主な闘いの到達点	1
1. どんな情勢変化のもとで闘ってきたのか	1
2. どんな到達点を築いてきたのか	2
【第2章】闘いの基本的視点と5つの重点課題	3
1. 憲法をめぐる日本の戦後史をかけた闘いへ	3
2. 新たな試練をのりこえて組織的前進へ	4
3. 「目標と展望」に接近する5つの重点課題	4
【第3章】国民春闘と賃金闘争の新たな前進へ	5
1. 賃下げに歯止めをかける反転攻勢の賃金闘争	5
2. 企業・産別・地域、全国一律最賃のとりくみ	5
3. パート時給改善と公契約・リビングウェイジ運動	6
4. 公務労働者の賃金闘争	6
5. 成果・業績主義賃金とのたたかい	6
【第4章】リストラ反対、働くルール確立の闘い	7
1. 対政府・自治体闘争と職場・地域のたたかい	7
2. 時短による雇用拡大、メンタルヘルス対策	7
3. パート均等待遇、男女平等を求めるとりくみ	8
4. 国鉄・NTT闘争、公務員制度「改革」、労働委員会の民主化	8
【第5章】社会保障、消費税などの国民的運動	9
1. 最低保障年金制度の確立、社会保障の拡充	9
2. 消費税の増税ストップ、不公正税制の是正	10
3. 地域経済と地方自治、農業、環境、文化を守る運動	10
【第6章】平和と民主主義の擁護、政治の転換	11
1. 憲法を守り、くらしと社会に生かすたたかい	11
2. 自衛隊のイラク撤退、核兵器の廃絶	11
3. 政治の民主的転換をめざすとりくみ	12
【第7章】世界の労働組合との交流・連帯活動	12
1. 二国間・多国間交流の推進	12
2. 国際労働基準の確立と国際政策の充実	13
【第8章】総対話と共同、組織の拡大・強化	13
1. あらゆる労働組合・社会勢力との対話と共同	13
2. 「200万全労連」の達成をめざす組織拡大	13
3. 組織機能の強化をめざすとりくみ	14
4. 教育・宣伝、情報システム、研究活動	14
5. 青年・女性部活動	15
6. 地域運動交流集会の開催	15

＜第1号議案／付属文書＞「この間のたたかいの経過と到達点」 18

＜幹事会報告＞21世紀の新しい労働組合づくりをめざして

～全労連組織拡大強化中期計画・第1次案～ 32

1. 労働組合の新たな試練と飛躍への可能性	32
2. 組織的飛躍にむけた「4大目標」と戦略	34
3. チャレンジ5大改革—ナショナルセンター機能強化	36

＜第1号議案＞運動方針案

第1章 前大会以降の主な闘いの到達点

1. どんな情勢変化のもとで闘ってきたのか

＜1-1＞ 全労連第20回定期大会以降の2年間、さらに急激な経済グローバル化が進行し、アメリカなど一部の大国に富を集中させるとともに、他方の極に深刻な貧困と飢餓をもたらした。同時に、株価という「一枚の紙切れ」につけられた値段に、企業の命運や国の金融・経済までもが左右される「カジノ資本主義」の進行は、あいつぐ巨大多国籍企業のモラルハザードとあいまって、資本主義社会の矛盾と危機をいっそう激化させている。

この2年間、アメリカは「一極覇権主義」の本性を剥きだしにし、国連を無視して「悪の枢軸国を先制攻撃する」と宣言するとともに、核実験禁止条約や地球温暖化防止条例などの国際的諸条約から離脱してきた。大義なきイラク戦争の強行と泥沼化する軍事占領、自国の利権のために他国を犠牲にする経済政策などが同盟国をふくむ国際的な批判にさらされており、急速に「アメリカ時代」の終わりを告げつつある。

一方、ヨーロッパでは25ヵ国・総人口4億5千万人以上を擁する欧州国家連合（EU）が誕生した。EUは、自由・平等・連帯の理念にもとづく市民や労働者の権利を保障しながら、「戦争のない繁栄した欧州」への道を歩みだした。この間のブラジル、スペイン、フランス、インド、韓国などの選挙にみられる新たな政治的变化も、ますます反動化するアメリカや日本の政治と際立った対照をみせている。

＜1-2＞ 日本ではこの2年間、ひたすらブッシュ政権に忠誠を誓う小泉内閣のもとで、「テロ特別措置法」「有事法制」「イラク特別措置法」「米軍支援法」など、海外で戦争する国への復活をねらう悪法の強行と、戦闘の続くイラクへの自衛隊派兵、多国籍軍参加が強行されてきた。また、こうした違法な暴挙を合法化する憲法そのものの改悪策動が強められてきた。こうした小泉政権の姿勢は、日本をアジア諸国と世界からますます孤立させている。

労働者犠牲のうえにV字型の利益回復をはかりながら、さらなる人減らし、賃下げをおしすすめる日本の大企業は、企業の社会的責任を求める国際的な流れからも逆行している。産業災害、人身事故、企業犯罪を頻発させるモラルハザードへの反省もなく、雇用や税負担、社会保障などいっさいの社会的責任の放棄、金による政治買収・「二大政党論」を推進する財界の姿勢は、日本社会の健全な発展を阻害するものと指摘せざるを得ない。

結局のところ、「自民党政治を壊す」と叫んで登場した小泉首相が破壊したものは、労働者・国民の雇用とくらし、社会保障、日本の平和と民主主義にほかならない。同時に、「聖域なき構造改革」の強行は、旧来の伝統や慣習、権益をも破壊せざるを得ず、労働者のみならず中小企業、農民、自治体関係者など、あらゆる階層の不安と怒りを増大させ、これまで「保守的」といわれてきた団体や人びとのなかにも変化をもたらしてきた。

＜1-3＞ この2年間の政治動向は、表面的には自民党・公明党による専横が目立ち、財界による「保守二大政党論」の推進ともあいまって、革新・民主勢力が停滞しているかのようにも見える。しかし、それは一時的な現象であって決して本流ではない。20世紀後半以降の日本の政治変化を中期的視点で分析すれば、日本の政治と社会は労働者・国民が主人公となる方向へと着実にすすんでいる。

全労連はこの2年間、こうした情勢変化のもとで労働者の切実な要求実現とすべての国民の利益

擁護、平和と民主主義を守るために全力をあげてたたかってきた。財界と小泉内閣の攻撃が、彼らの統治形態をも突き崩す矛盾を広げているもとの、一致する要求にもとづくすべての労働組合との共同、保守層をふくむあらゆる社会勢力との対話を追求し、中央・地方で運動を前進させてきた。

2. どんな到達点を築いてきたのか

<1-4> 全労連は2年前の第20回定期大会で、2010年までに実現をめざす中期目標である「21世紀初頭の目標と展望」のうち、今大会までに着実に前進させる5つの重点課題を設定した。それは、①最低賃金の改善、パート均等待遇、②解雇規制法の制定、サービス残業の根絶、③NTT・国鉄闘争の前進、公務員労働者の労働基本権確立、④医療・年金制度の改悪反対、消費税増税阻止、⑤憲法改悪・有事法制反対などであった。

同時に、組織の減少傾向に歯止めをかけ全労連加盟単産の強化、地域の膨大な未組織労働者の組織化、不安定雇用労働者の本格的な組織化をめざす組織方針を決定した。そして、全労連と単産、地方・地域組織が一体となった組織拡大運動に挑戦する決意のもとに、「組織拡大推進基金」の創設にとりくむことを確認した。

<1-5> 最低賃金闘争では、政府・自治体に対する要請、中央・地方の最低賃金審議会へのとりくみ、最賃体験運動、地方議会請願などを官民、地方・地域一体のたたかいとして前進させ、政府・財界がねらう地域最低賃金の引き下げをくい止め、逆にいくつかの県では引き上げを勝ちとった。またパート均等待遇では、パート・臨時労組連絡会の活動を中央・地方で強化し、社会的世論を結集してたたかってきた。

しかし、国際競争力の強化を口実に賃上げどころか賃下げを強行しようとする財界の攻撃とともに、大企業の多くの労働組合が賃金要求そのものを放棄する春闘の「解体・変質」の危機が進行している。企業や産別の枠をこえ、労働組合の統一闘争によって賃上げを実現する春闘の原点にたちかえり、賃金闘争を再構築していくことが求められている。

<1-6> 解雇規制では、政府が労働基準法に盛り込もうとした解雇自由条文を削除させ、「合理性のない解雇は無効である」ことを明記させた。また、サービス残業改善通達を出させ、2年間で260億円をこえる不払い残業を是正し、雇用闘争でも「緊急地域雇用創出特別交付金」のとりくみを中央・地方で前進させてきた。さらに国鉄・NTT闘争、公務員労働者の労働基本権にかかわって全労連の主張を認めるILO勧告を引き出してきた。

しかし、大企業によるリストラ「合理化」攻撃がいつそう強まるもとの、2年間の完全失業率は5%台半ばで推移し、新卒者の就職難、青年の高失業率が社会問題となった。「ルールなき資本主義国・日本」の実態が依然として続いており、人間らしく働くルールの確立が引き続き日本労働運動の最大課題となっている。

<1-7> 社会保障闘争では、医師会など医療職能団体との共同を各地で発展させ、3千万筆に達した署名運動に象徴される医療改悪反対闘争を前進させた。また04春闘では、政府の年金改悪に反対する大闘争を展開し、100万人以上が結集した「4・15年金ストライキ」の成功などによって政府を追いつめてきた。全労連・年金者組合がいち早く提唱した「最低保障年金制度の確立」が国民世論となりつつある状況をつくりだしている。

しかし、年金などの社会保障財源を理由に、消費税引き上げが政府・与党のみならず民主党や連合からも提唱されてきており、戦後労働者・国民のたたかいによって築きあげてきた社会保障制度が、全面的な解体の危機にさらされている。

<1-8> この2年間は、米英軍によるイラク侵略戦争の強行をはじめ、テロと戦争、武力抗争が広がり、世界で平和が脅かされてきた。国内では「テロ対策特別措置法」や「有事立法」の強行、

憲法改悪策動など、日本をふたたび「戦争する国」に復活させようとする動きが強められた。財界やマスメディアによって「二大政党論」がもてはやされ、憲法改悪を競い合う政治の右傾化が進行していることは重大である。

しかし、有事法制やイラク戦争に反対する運動が地球規模で発展し、国内でも陸・海・空・港湾20労組の共同や、全労連と東京地評の呼びかけによる「3・20国際反戦共同行動IN芝公園」などが成功した。青年や市民を中心に、核兵器廃絶、戦争反対、平和を求める運動が新たな高揚をみせはじめている。政治の民主的転換を求めるたたかいでも、地方から支配構造を揺り動かす変化が生まれている。

<1-9> 組織建設では、加盟組織と組合員の奮闘によって結成時の組織人員を維持してきたが、この2年間では約5万人減少し、132万8千人となった。こうした状況の克服のため、全労連と単産・地方が一体となった組織拡大運動をめざす「組織拡大推進基金」の創設を提起し、03年7月の評議員会で決定してとりくみを開始した。

全労連の前進を阻もうとする政府・財界の攻撃のもとで運動はしばしば困難を余儀なくされたが、全労連は、雇用、くらし、権利、平和などあらゆる課題で不屈にたたかい続けてきた。全労連のたたかう姿が広範な人々を激励し、さらに大きな役割を期待していることが示された2年間であった。

第2章 闘いの基本的視点と5つの重点課題

1. 憲法をめぐる日本の戦後史をかけた闘いへ

<2-1> 労働戦線の再編成から15年、日本労働運動は新たな転機に立たされている。それは、政府・財界の労働者・国民に対する攻撃が量的にも質的にも従来の枠組みを大きくこえて激化しているからである。これから先の2年間も、職場では激しいリストラ「合理化」の嵐が吹き荒れ、企業は利益をあげても賃上げをいっさいせず、業績主義賃金などによって労働者を差別・分断する資本の攻撃がいつそう強められてくるであろう。

戦後の労働組合運動は、人間らしく生き働く権利を保障した日本国憲法のもとで、賃上げや労働時間短縮などさまざまな要求をかちとってきた。しかし今、労働者・労働組合のたたかいのよりどころである憲法が重大な危機に立たされ、すでに国会では3分の2の勢力が憲法「改正」の必要性を主張している。改悪が強行されるならば、労働者の雇用と賃金、権利はさらに破壊され、それを阻止するたたかいも困難となる。

<2-2> また、この2年間も社会保障制度の全面的な解体や消費税の増税など、徹底した国民収奪が強まるであろう。さらに重大なことは、自衛隊を戦後初めて戦闘の続くイラクに派兵し、多国籍軍への参加を強行した違法行為に続いて、憲法第9条そのものの明文改悪が企てられていることである。平和でなければ、労働者の生活と権利は守れない。戦後憲法体制の全面解体を阻止することが、日本の戦後史をかけた課題となっている。

自民党、公明党、民主党の与野党が憲法改悪を競い合い、参議院選挙では憲法改悪に反対する勢力が後退し、今後3年間は国政選挙が予定されないという重大な事態にある。こうしたもとで憲法改悪を阻止するには、草の根からの国民的運動が不可欠であり、全労連は憲法改悪反対の一点での保守層をふくむ広範な人々との共同を追求する。同時に労働組合や民主団体による運動推進体制を確立する。全労連のすべての組合が憲法を職場と地域、くらしと政治に生かす日常活動を強化する。

2. 新たな試練をのりこえて組織的前進へ

<2-3> 政府と大企業が結びついた系統的、全面的な支配が強まる日本社会において、国民の多数派である労働者の団結とたたかひの強化なしに、労働者・国民の要求実現も憲法改悪阻止のたたかひの前進も困難である。労働組合運動の前進はあらゆる社会的闘争の土台であり、「200万全労連」「600地域組織」の建設は、日本社会変革の不可欠の課題である。しかし、21世紀に入って全労連の組織人員は減少傾向にある。

さらにこれから数年にわたって、これまで全労連の運動と組織の中心的役割を担って奮闘してきた「団塊の世代」が定年期を迎える時期に入る。まさに、日本の労働組合運動は新たな組織的試練に立たされており、勇退する「団塊の世代層」の組合員を大幅に上回る組織拡大に成功し、全労連運動と組織を次代に継承し発展させるには、これまでの延長線上にとどまらない組織の拡大・強化が必要となっている。

<2-4> 同時に、どんなに真面目にはたらいても誰がいつ解雇や賃下げにあうかも知れない実態のなかで、多くの労働者が労働組合に期待を寄せてきている。全国で労働相談が激増し、全労連加盟の新しい労働組合の結成が3年連続して約400組合にのぼっていることがそれを証明している。その背景には、「もうガマンできない」「労働組合に団結してたたかおう」と立ち上がる労働者の意識変化があり、着実に高まる全労連の社会的存在感とあいまって、日本労働運動の新たな前進にむけた可能性がきりひらかれてきている。

労働運動の新たな転機のもとで、全労連に結集する単産、地方・地域、すべての組合員が団結をかため、集中して運動にとりくむならば、かつて経験したことのない運動と組織の飛躍が可能な情勢にある。前進への胎動を確かなものにしていくには、今後も幾多の困難をのりこえなければならぬが、すべての加盟組織と組合員の英知を結集し全労連運動の新たな未来をきりひらいていこう。

3. 「目標と展望」に接近する5つの重点課題

<2-5> 全労連は2000年の第19回定期大会で、すべての労働者と国民にむけて「21世紀初頭の目標と展望」を提起した。それは、①人間らしく働くルールの確立、②全国民の最低生活保障（ナショナル・ミニマム）の確立、③国民本位の政治への転換など、2010年までに実現をめざす全労連の中期目標であった。

2006年までの2年間で、全労連が何よりも重視するのは「憲法改悪阻止のたたかひ」と「組織の拡大・強化」である。全労連のすべてのたたかひのなかでその視点をつらぬくとともに、あわせて「21世紀初頭の目標と展望」に着実に接近する5つの重点課題を設定し、すべての単産、地方・地域組織の共通する課題として集中的なたたかひを展開する。2年間で着実な前進をめざす重点課題は次の5つである。

<2-6> 第一に、平和と民主主義を守る課題として、①憲法改悪阻止、自衛隊のイラクからの即時撤退、教育基本法の改悪反対、②核兵器の廃絶、③国民本位の国政・地方政治の実現をめざす。

第二に、組織建設の課題として①「組織拡大推進基金」の成功、②「200万全労連」「600地域組織」の建設、③常設労働相談所、パート・臨時労組連絡会、ローカルユニオン、地方共済会の全県での確立をめざす。

第三に、賃金闘争の課題として①地域最低賃金の改善と全国一律最低賃金制度への接近、②全労働者の賃金底上げと男女差別などあらゆる賃金格差の是正、③パート労働者の時間給引き上げと均等待遇の実現をめざす。

第四に、雇用・権利闘争として①実効あるCSR（企業の社会的責任）の確立、②サービス残業の根絶・時短による雇用の拡大、過労死・メンタルヘルス対策の強化、③国鉄、NTT闘争の前進、

公務員労働者の労働基本権の確立をめざす。

第五に、社会保障・国民共通課題として①「誰でも7万円」の最低保障年金制度の確立、②社会保障の解体反対、医療・介護・福祉の拡充、③消費税増税阻止、大企業優遇税制の是正をめざす。

第3章 国民春闘と賃金闘争の新たな前進へ

1. 賃下げに歯止めをかける反転攻勢の賃金闘争

＜3-1＞ 財界は、グローバル経済における国際競争力の強化を口実に、これまでの賃金制度の全面的見直しをすすめている。財界のねらいは、日本の労働者の賃金を「アジア水準」（年収300万円程度）にまで引き下げることであり、そのため民間労働者の賃下げ、公務員労働者の賃金制度の抜本改悪、不安定雇用・低賃金労働者の拡大、産別最賃廃止など、賃金破壊攻撃をいっそう強めてくるであろう。

こうした賃下げ攻撃に歯止めをかけ、反転攻勢に転ずる賃金闘争の軸に、①最低賃金闘争、②全労働者の賃金底上げ、③パートなど非正規労働者の処遇改善を据え、要求確立から行動・妥結に至るまで官民・地方組織、正規・非正規労働者が一体となった賃金闘争にとりくむ。同時に、中小企業の下請単価保障、農産物の最低価格保障、最低保障年金制度の確立など、全国民の最低生活保障をめざす国民的運動と結合した賃金闘争を前進させる。

＜3-2＞ 職場では、どんなに利益をあげてもいっさい賃上げしない攻撃がさらに強まる。この攻撃を打ち破るには、要求やスト権の確立、交渉力の強化、産別・地域総ぐるみの統一闘争など、労働組合の「力の集中」がいっそう重要である。組合員の生活と労働の実態にもとづく「一步も譲らない」賃金要求、地域の未組織労働者をふくむ広範な仲間の共感を呼びおこす要求を練りあげ、要求実現に執念をもった賃金闘争を追求する。

大企業が社会的責任を果たす姿勢に立てば、労働者へのまともな賃上げが可能なことを社会的に明らかにし、職場・産別・地域の賃金闘争を激励する。賃下げ・春闘解体攻撃の象徴的存在であるトヨタに対する「ふざけるな！トヨタ総行動」をはじめ、大企業の社会的包囲を重視した賃金闘争を展開する。また、「公正賃金・公正取引」の普及運動（下請二法活用・指導要領改善）にとりくむ。

2. 企業・産別・地域、全国一律最賃のとりくみ

＜3-3＞ 国民生活全体が底辺から破壊されつつある今日、国民生活の最低限度を国が制度として保障する仕組みであるナショナル・ミニマムを確立することは、全労連の重要な任務である。ナショナル・ミニマムの軸となるのが、全国一律最低賃金制をはじめとする労働組合の最低賃金であることは言うまでもない。全労連のすべての単産・地方・地域組織が、最低賃金闘争重視をあらためて意思統一して強化する。

①全労連のすべての組合が、非正規の仲間をふくむすべての職場労働者に適用される月額・日額・時間額による企業内最賃協定の締結をめざす。②財界の廃止攻撃に反撃し、産業・地域から産別最賃の確立運動にとりくむ。③地域最賃の改善をめざして、「1,000人最賃体験」「1,000自治体決議」「1,000万人署名」を軸に、中央・地方の最賃審議会委員の獲得、審議会の公開と意見陳述、地方労働局交渉などを全国統一行動として展開する。

＜3-4＞ 国民所得の水準は、勤労者の多数を占める現役労働者の賃金水準によって規定されるが、今日の日本の現状は雇用・就業環境が著しく悪化し、個々人の努力でかろうじて雇用・就業が確保された場合でも、生活を維持するだけの賃金や所得が保障されていない。ナショナル・ミニマム保

障の基軸としての全国一律最低賃金制確立への展望を本格的にきりひろくため、全労連の「最賃要求大綱」をまとめる。「最賃要求大綱」をもとに、中立・連合加盟をふくむ労働組合間の合意づくりと共同、下請け単価改善や農産物価格最低保障の確立、最低保障年金制度の創設と結合し運動を推進する。地域最賃の改善と結合した大規模な署名運動を推進し、広範な国民世論の喚起をはかる。

3. パート時給改善と公契約・リビングウェイズ運動

＜3-5＞ 正規雇用・非正規の賃金格差が49.7%にのぼることなどから、総額人件費抑制をおしすすめる財界のねらいのもとで、正規雇用から非正規雇用への置き換えがすすんでいる。賃金をはじめ、非正規労働者への差別的取扱いを禁ずる「パート労働法」の制定、ILOパート労働条約の批准運動にとりくむ。自治体関連非常勤職員の処遇改善運動などを重視し、パート・臨時労働者中央行動などを展開する。

他の先進国に類を見ない男女賃金格差をはじめ、年齢や雇用形態によるさまざまな賃金格差を是正することは、ナショナルセンターの重要な任務である。すべての職場と地域から賃金差別の実態を調査し、法的対応をふくめて是正を迫る。不当な賃金差別の是正を求める大企業労働者のたたかいを支援する。

＜3-6＞ 公契約における適正賃金確保の運動を全国で重視し、地方議会の意見書採択、行政指導（建設：二省協定賃金にもとづく適正な賃金の支払、印刷物：最低制限価格の設定）の強化、労務単価透明化の調査（現場で建退共証書確認調査）などにとりくむ。全産業分野で、官公需や業務委託での適正賃金確保のとりくみを広げる。

地方・地域に運動推進の「懇談会」などをつくり、公契約受注企業や労働者の実態調査、学習会・シンポジウム、意見書採択、議員要請などにとりくむ。全国で毎年上積みできる運動が前進するよう年度の達成目標を策定して運動をすすめ、この運動を土台に「条例化運動」への発展をめざす。

4. 公務員労働者の賃金闘争

＜3-7＞ 公務員労働者の賃金が5年連続ダウンしているもとで、政府はさらに寒冷地手当の改悪、定期昇給制度の廃止・「査定昇給」の導入、「ブロック別賃金」の導入など、賃金諸制度の改悪を拡大しようとしている。全労連は、「最低賃金」「賃金底上げ」「パート均等待遇」「公契約」を官民、地方・地域一体の重点課題として位置づけて、秋闘から春闘、人事院勧告から確定闘争を通じ、年間を通した官民共同の賃金闘争を展開する。賃金切り下げの不当な不利益遡及とたたかう「国公権利裁判」の勝利をめざすたたかいを強化する。

＜3-8＞ 「全国11ブロック別基本給制度」は、民間水準よりも高いとされる北海道、東北、北陸、四国、九州などでは基本給の大幅引き下げにつながりかねない。さらに政府は、地方公務員の給与を「地場の中小零細企業水準」に連動させる攻撃もねらっている。全労連は、地域住民の暮らしや営業、地域経済に及ぼす影響を明らかにしながら、住民の支持を結集した賃金闘争を追求する。

5. 成果・業績主義賃金とのたたかい

＜3-9＞ 政府や財界は、総額人件費の削減、労働者の個別支配の強化をねらう成果・業績主義賃金のいっそうの拡大をおしすすめている。

同時に、すでに導入されている職場でも、成果・業績主義賃金が集団的な人間関係や職務上の連帯意識を弱め、不良品や事故の多発をひきおこすなど、企業の健全な発展をも阻害する問題点が明らかにされてきている。また04春闘では、中高年とともに青年労働者からも成果・業績主義賃金に反対する声が高まり、一部の経営者からは年功序列賃金への復活を志向する新たな動きも生まれ

ている。

成果・業績主義賃金に対し、「労働者の生活や業務・経営のあり方にどんな影響を及ぼすのか」を討議し、積極的な逆提案を対置するなど全労働者ぐるみの運動ではねかえす。すでに導入されている職場では、一方的・恣意的査定を許さず人事考課、業務査定の基準・方法・結果の公開、労使協議制度と本人同意制、ペナルティのない苦情処理委員会などを要求し粘り強いたたかいをすすめる。

第4章 リストラ反対、働くルール確立の闘い

1. 対政府・自治体闘争と職場・地域のたたかい

<4-1> 行き過ぎたリストラが民間ではものづくりの基盤を壊し、公務では専門性に裏打ちされた継続的・安定的な行政サービスを困難にしている。全労連は、労働における企業の社会的責任(CSR)の確立を求め、厚生労働省や経済団体に全労連の主張を反映させる。新たなとりくみとして地方・地域から地元主要企業の内部留保、労働争議、雇用形態、均等待遇、サービス残業などをふくむ「企業通信簿」運動を具体化する。同時に、公務員労働者の定員削減、独立行政法人化などに反対してたたかう。

厚生労働省が2年後の制定をめざしている労働契約法制に、全労連の「要求大綱」を対置して反映させる。さらなる「裁量労働の対象業務拡大」や導入要件の緩和、「ホワイトカラー・エグゼンプション」「金銭支払いによる雇用の終了」「労災保険の民営化」などの課題を重視し、労働法制中央連絡会と連携して運動をすすめる。この間とりくんできた「はたらくルール」署名については、運動総括のうえに改めて検討する。

<4-2> 同時に、労働組合の職場からのたたかいの強化なしにリストラ「合理化」攻撃をはねかえすことはできない。欠員補充と過密労働を解消する必要人員の増員、青年労働者の採用などの要求をかかげてたたかう。労働組合の日常活動を点検し、労基法や労働協約にもとづく権利をみんなで行使すること、どんな小さな労働条件についても職場交渉によって確認すること、事前協議・合意制度を確立することを全労連のすべての組合で追求する。

全労連の組合の多くは中小企業であり、とりわけ地域での共同を強めてたたかうことが重要である。長野県の雇用創出プラン、埼玉の「ボッシュリストラ」反対闘争、徳島のJTS闘争など、自治体をまきこんで大企業に社会的責任を果たさせた運動、地域の特性を生かした循環型の地域社会づくり、自治体のリストラ規制条例の制定運動など、各地の運動の教訓を広め全国的に発展させる。

2. 時短による雇用拡大、メンタルヘルス対策

<4-3> サービス残業をふくむ長時間・過密労働と過労死問題は、「ルールなき資本主義・日本」の象徴である。サービス残業を根絶するだけで160万人の雇用創出につながることを社会的に明らかにし、引き続き国民世論を喚起しながらたたかう。毎月第三水曜日の「ノー残業デー」の継続実施、職場の健康実態調査と労災職業病の告発・認定闘争の強化、年次有給休暇の完全取得と時間外労働の割増賃金の改善などを重視する。

<4-4> 全体の失業率がわずかながら改善傾向にあるなかで、青年の高失業率、高校生の就職決定率は依然として深刻な事態が続いている。若年者の就職難・フリーターの増大は、社会全体の雇用不安や労働条件切り下げ、社会保障システムの機能崩壊、後継者不足・技術力の低下などを招きかねない。「高校・大学生、青年の雇用と働くルールを求める連絡会」などと共同しながら、青年の雇用対策の強化を求める運動を中央・地方で重視する。

厚生労働省は新たな雇用対策として、①地域の重点産業にかかわる創業、事業拡大、業種転換などへの助成制度、②市町村などの協議会が構想する雇用創出事業に対する1億円を限度とする支援制度などを検討していると伝えられる。地域における雇用創出への国の支援の継続、予算の増額をめざしてたたかう。

<4-5> 労働者の心の健康破壊はリストラと強い相関関係があり、従業員の減少による仕事の負担感の増大、被害者意識・イライラ感、身体の不調や不安などが、死に至る悲惨な出来事をも招いている。全労連は、過労死・過労自殺の防止を2年間の重点課題に設定し、政府・企業に対してメンタルヘルス対策の強化を求め運動にとりくむ。

災害予防の職場点検活動や全国センターと共同した「過労死事例・予防対策調査」にとりくみ、過労死をださない職場づくりをすすめる。ILO155号・161号条約の批准を要求するとともに、すべての職場に労働安全衛生委員会を確立し、50人以下の事業所に担当者を配置する。地方センターの確立と全国センターの機能強化、労災防止指導員や労災保険審議会委員獲得を追求する。

3. パート均等待遇、男女平等を求めるとりくみ

<4-6> この5年間に正規雇用が400万人減少し、パート、アルバイト、派遣、請負、委託など非正規労働者が370万人増加したが、その多くが有期雇用や間接雇用であり正規労働者に保障される法的保護を受けられない実態がある。賃金・一時金・退職金、昇給・昇格、休暇、福利厚生などにおける著しい差別を禁止する「パート労働法」の制定など、均等待遇実現のたたかいを2年間の重点課題に位置づけとりくみを強化する。

地方で「派遣・請負対策委員会」(仮称)を立ち上げ、労働相談員、法律家、学者などの協力のもとに実践的な対策をおこなうとともに、「派遣・請負110番」の実施、サイバーユニオン立ち上げなどにとりくむ。全労連の「派遣・請負労働政策」をまとめ、シンポジウムの開催、パンフレットの作成などにとりくむ。単産・地方組織は、職場の実態把握と派遣・請負協定の締結、導入されている職場での縮小などを求めてたたかう。

<4-7> 女性が全就業者の4割を超えているが、賃金はパート労働者をふくめると男性の5割に過ぎず、女性に対する差別が根強く残されており、仕事と家庭の両立や女性の自立をいっそう困難なものにしている。妊娠・出産にともなう差別・不利益扱いの禁止、母性保護の拡充、男女ともに仕事と家庭を両立できる施策、間接差別をふくむ男女賃金格差や昇進・昇格差別の是正などを求めてたたかう。

全労連として05年までに、①女性組合員が3割以上の単産・地方組織は役員比率30%、3割以下の組織は比率に見合った女性役員の配置、②専従役員が5名以上の組織は1名以上の女性専従役員の配置、③大会・評議員会等への女性の参加促進を追求する。全労連第22回定期大会で「ポジティブ・アクション」に関する規約改正を行うこととし、05年1月の評議員会に予備提案する。

4. 国鉄・NTT闘争、公務員制度「改革」、労働委員会の民主化

<4-8> NTT「11万人合理化反対闘争」を引き続き2年間の重点課題に設定し、「全労連闘争本部」を設置して全国的なたたかいを展開する。①50歳定年、退職・再雇用反対、②雇用継続を選択した労働者、新会社選択労働者の労働条件の向上、③純粋持株会社との団交権確立、持株会社に対する宣伝・交渉の強化、④全国弁護士と連携した法廷闘争の強化、⑤原告団の激励、支援共闘の結成などをはかる。

<4-9> 6月18日、ILO結社の自由委員会は日本政府に対して国鉄問題に関する6度目の勧告を行なった。勧告は、解決のために政治的・人道的見地に立った話し合いをすべての当事者間で

推進するよう政府に求めている。全労連は引き続き闘争本部を設置し、国鉄闘争をILO勧告にもとづいて2004年末までに解決することをめざして全力をあげる。広範な世論の盛り上げと大衆闘争の強化を通じて、政府の責任による解決をせまる。

<4-10> 政府はILO勧告を無視し、公務員労働者の労働基本権を棚上げしたまま、秋の臨時国会に公務員制度「改革」関連法案を提出しようとしている。引き続き「全労連闘争本部」を設置しながら、「労働基本権に関する具体的要求」を政府・行革推進本部に提出し、誠実な政労交渉を求める。学者・弁護士などによるシンポジウムの開催、臨時国会にむけた新たな団体署名、秋闘の諸課題と結合した全国キャラバン行動などを検討する。

<4-11> 労働委員会の労働者委員の偏向任命を争う裁判は、03年7月の福岡地裁判決で知事の任命処分に裁量権乱用を認める画期的な判断が下された。「労働委員会民主化対策会議」と連携し、新たな状況変化を生かして11月選任の第28期中労委労働者委員候補である民間担当の今井一雄・出版労連顧問、特定独法担当の泉部芳徳・全経済顧問の任命を実現するために全力をあげる。

第5章 社会保障、消費税などの国民的運動

1. 最低保障年金制度の確立、社会保障の拡充

<5-1> 政府の「骨太方針・第四弾」は、「持続可能な社会保障制度の確立」を口実に、社会保障予算のさらなる削減と消費税増税を露骨に打ち出している。公的制度を次々に破壊しようとする政府の攻撃に、全労連の政策提案を対置しながらたたかう。引き続き運動推進のため「全労連社会保障闘争本部」を設置するとともに、中央社協、国民大運動実行委員会などとの共同をさらに発展させる。

①04年10月の改悪年金法の実施を中止し、国会審議をやり直すこと、②労働者の雇用と生活の安定をはかり、現行の保険料率を維持すること。③国庫負担を2分の1へ引き上げ、無駄な大型公共事業費や軍事費の削減などを財源にあて、消費税の引き上げを行なわないこと。④年金積立金を計画的に取り崩し、現行給付水準を維持すること、⑤最低保障年金制度を確立すること、を求めて臨時国会にむけた新たな署名運動などを展開する。

憲法で保障された「健康で文化的な最低限度」の生活さえ賄えない低額・無年金者が膨大な数にのぼり、国民年金のみの受給者900万人の平均額は月額4万6千円にすぎず、保険料の未納者も1千万人をこえている。全労連は、全額国庫負担でまかなう「月額7万円の最低保障年金制度」の実現をめざし、国会請願署名、地方議会決議・自治体意見書の採択、全国キャラバン行動の展開など国民的共同闘争を展開する。

「三党合意」にもとづく国民年金・厚生年金・共済年金の一元化は、国民年金保険料を数倍にはねあげ、未加入者をさらに増大させること、被用者年金の給付水準を大幅に引き下げること、被用者年金への資本金負担をなくすことにつながりかねず、全労連は<5-1>の①~⑤が前提条件とならない限り反対する。

<5-2> 05年度に予定される介護保険制度の①保険料徴収対象(40歳以上)の20歳以上への拡大、②障害者支援費制度と介護保険の統合、③サービス利用料(1割)の3割への引き上げ、④特養ホームの入所者からの家賃・食費徴収、⑤軽度要介護者サービスの制限などに反対し、保険料や利用料の免除・軽減制度の確立、介護給付費への国庫負担4分の1から2分の1への引き上げ、介護職員の労働条件改善などを要求してたたかう。

政府は、08年度からすべての高齢者から医療保険料を徴収する「高齢者医療保険制度」をスタ

ートさせるとしている。全労連は、①医療費国庫負担を元に戻すこと、②差額ベッド代など保険外負担をなくし、保険で必要・十分な医療が受けられるようにすること、③国民健康保険証の取り上げをやめることなどを要求してたたかう。

出生率が毎年最低記録を更新し、ついに1.29まで下がるなかで、幼稚園・保育所の一元化、公的な子育て制度を市場に投げ出すことをねらっている。また、小泉内閣は「待機児ゼロ作戦」をかかげたが、保育所は「定員オーバーの詰め込み」の実態にある。保育所運営費の削減や「民間委託」の名による保育条件の切り下げをやめさせ、出産・育児と仕事の両立を支援する施策を要求する。

2. 消費税の増税ストップ、不公正税制の是正

<5-3> 自民・公明与党は、07年度をめどに「消費税をふくむ抜本的税制改革を実現する」ことで合意している。また民主党も、07年度から「年金目的消費税」として消費税を8%に引き上げることを主張している。さらに日本経団連は消費税18%構想を打ち出し、連合も「年金目的消費税」を提言している。全労連提言を実行すれば、消費税の増税なしに年金制度の持続は十分可能であり、消費税の引き上げには断固として反対する。

消費税導入以来の16年間で、国民から徴収した消費税の総額は148兆円にのぼるが、同時期の法人3税（法人税・法人住民税・法人事業税）が145兆円の減収となり、消費税は導入の口実に使われた高齢者対策や社会保障の財源どころか、法人税減収の穴埋めで消えてしまった。全労連は、「年金や社会保障財源のため」という政府与党や民主党のごまかしを国民的に明らかにし、消費税増税をストップさせるためにたたかいぬく。

<5-4> 政府は、82兆円の国の歳出に対して税収が47兆円しかないことから、持続可能な財政の確立にむけて財政の基礎的収支の均衡化を達成するとして、所得税控除の縮減、消費税の税率引き上げなどを強行してきた。労働者はこの間、配偶者特別控除（専業主婦）や特定扶養控除（16～22歳のいわゆる教育控除）の廃止、老年者控除や公的年金控除の縮減、発泡酒・ワイン・たばこ税の増税などの庶民増税を押しつけられてきた。

一方で、大企業には法人3税のほかにも商法改正・産業再生法などのリストラ減税、研究開発・設備投資減税、有価証券取引税の廃止、連結納税制度の導入など、高収益をもたらす優遇制度がとられている。大企業優遇税制の是正、庶民減税を求める共同のたたかいを中央・地方で強化する。

3. 地域経済と地方自治、農業、環境、文化を守る運動

<5-5> 政府の骨太方針第四弾は、「官から民へ」「国から地方へ」を強調し、社会保障・教育関係費の国庫補助金（4兆円）の削減や地方交付税の総額抑制をすすめるようとしている。また、構造改革特区、地方独立行政法人、指定管理者制度を使った保育、病院、福祉施設、公民館などの民営化や企業参入が激化し、住民の暮らし、いのちと地方自治を脅かしている。民間による公共施設の「管理・運営・使用・サービス提供」も検討されている。

政府は、都道府県を使って市町村合併を強要するとともに、04年通常国会で成立した新たな法律のもとで都道府県合併・「道州制導入」の検討にも入った。地方・地域から「どんな地域をつくるのか」を追求し、広範な団体、住民、自治体との懇談、運動にとりくむ。公務職場の「雇用を守れ」の運動を全国的に強める。

<5-6> 長引く不況、大企業の下請・中小企業いじめ、地域金融機関の再編・淘汰などが、地域経済と社会に深刻な影を落としている。中小企業の仕事・経営の先行き不安の解消、地域経済の活性化をめざし、全国の地域から中小企業、商工団体、自治体関係者、住民組織などとの共同を広げて運動を推進する。地域経済の問題などをテーマに、すべての地方・地域で中小企業や商工業者と

共同の懇談会（シンポ）の開催や、中小企業・業者アンケート活動などの運動を具体化する。これをもとに、自治体への要請・訪問活動を展開し、「公契約条例」の実現、「地域経済振興条例」などの決議を推進する。

＜5-7＞農産物の輸入自由化と農業への大企業の参入が促進され、コメや輸入冷凍野菜の増加、農産物価格破壊が進行している。さらに、米国でのBSE（狂牛病）感染牛や国内の鳥インフルエンザの発生、遺伝子組み換え食品の増加など、食の安全に対する国民の不安が広がっている。全労連は広範な団体と共同し、学校給食への地場農産物の利用、地産地消運動など、農業の再生と食の安全を求める共同の運動を全国各地から強化する。

＜5-8＞有明海干拓事業反対をはじめ、環境汚染を守るとりくみに積極的に参加する。政府や自治体に対し、①地球温暖化対策の国際的公約を果たすこと、②大気汚染被害者を救済し、自動車メーカーに社会的責任を果たさせること、③公共事業など大型開発による環境破壊をやめさせることなどを要求し住民共同の運動を前進させる。

職場や地域から映画、音楽、サークル活動などへの国・自治体の公的助成を改善・充実させる草の根の運動をすすめるとともに、映画・「草の乱」の上映運動を全国で成功させる。映画・演劇・文化などの分野で働く労働者の労災補償、雇用保険の適用、社会保障の確立などを要求してたたかう。

第6章 平和と民主主義の擁護、政治の転換

1. 憲法を守り、くらしと社会に生かすたたかい

＜6-1＞自民党は、憲法改悪案を05年11月までにまとめるとしており、公明・民主党も「論憲」「創憲」などで装いをこらしながら、自民党と憲法改悪を競い合う危険な状況にある。この2年間、憲法を守るたたかいが、日本の戦後史をかけた課題となる。全労連は、大江健三郎氏など9氏による「憲法9条の会」の呼びかけに全面的に賛同し、全国的なネットワークづくりや広範な労働組合の賛同を広げるために奮闘する。

同時に、労働組合や民主団体による「運動推進体制」の確立を呼びかけ、「国民過半数署名」のとりくみを軸に据え、あらゆる行動の先頭に立って奮闘する。学習の友社と共同で作成する「憲法パンフレット」を活用した学習を土台に、全国各地で宣伝・署名、集会、意見広告、シンポジウムなどを推進する。情勢にふさわしい「全労連闘争本部」を設置して、教育基本法改悪反対とも結合して運動強化をはかる。

＜6-2＞政府は、教育基本法改悪法案の国会提出の機会をうかがっており、参院選の結果によっては秋の臨時国会が焦点となる。「愛国心」教育の強化や「前文」の全文書き換えなど、日本を戦争する国にするための人づくりなど「全文改悪」をねらい、日本国憲法の土台そのものを否定する重大な攻撃に対して、広範な教職員、民主団体、父母、国民などとの共同を広げて運動を展開する。

2. 自衛隊のイラク撤退、核兵器の廃絶

＜6-3＞政府は、第159回通常国会における有事関連7法案の強行に続いて、自衛隊のイラク多国籍軍への参加を閣議決定した。大義なきアメリカのイラク戦争を一貫して支持し続けてきたうえ、武力行使を厳格に禁止した憲法に違反して強行した自衛隊派兵を継続し、武力行使を任務とする多国籍軍への参加は、従来の政府見解さえくつがえして、いっそう重大な憲法蹂躪に踏み込むものであり、断じて許されない。

全労連は、米軍主導の無法な軍事占領支配を一刻も早く終わらせ、主権を名実とともにイラク国

民に返し、イラク国民の意思で復興と国づくりをすすめ、国連が真に役立つ支援の枠組みをつくることを要求する。同時に、自衛隊のイラク派兵、駐留の継続は米軍のイラク住民に対する弾圧・虐待の共犯者になりかねない危険があり、全労連は日本の自衛隊のイラクからのすみやかな撤退を求めてたたかい続ける。

<6-4> 全国に巨大な米軍基地を置かせ、アメリカの無法な戦争に動員される体制が、日米安保条約のもとでつくられようとしている。また、日本政府が巨額のアメリカ国債を買い続け、アメリカの財政赤字の穴埋めをしているように、日米安保条約は経済面でも日本の国益にとって大きな障害となっている。全労連は、日本が日米安保条約を廃棄し、アジアの一員として地域の平和と安定、安定のために積極的な役割を果たすことを要求する。

アメリカは核兵器廃絶を求める世界の流れに逆らって核兵器の先制使用を宣言し、唯一の被爆国である日本政府もまた、ブッシュ政権の核政策を支持している。全労連は、被爆60周年の節目の年をむかえるこの2年間、原水爆禁止世界大会の成功、核兵器廃絶をめざす国内・国際的な共同行動の前進、非核自治体宣言運動、青年労働者の平和運動への結集などを重点にとりくみをすすめる。

3. 政治の民主的転換をめざすとirikumi

<6-5> 政治の転換なくして労働者の要求実現が困難になっているもとの、要求闘争と結合した選挙闘争をたたかう。この間の選挙闘争の教訓を生かし、「政党選択基準」を明らかにした全労連新聞特集号などを活用して、全組合員の投票行動を重視する。また、地方自治体の首長選・議会選挙では、住民のくらしと福祉をまもる要求実現をめざして、革新・民主の自治体づくりをめざし住民との共同をひろげてたたかう。

財界やマスコミは「政権の選択」「政権交代」をもてはやしているが、全労連は憲法や税制、労働者の賃金・雇用問題で保守的な立場を鮮明にする「保守二大政党論」には与せず、革新・民主の流れの前進をちかとするために奮闘する。民主的自治体実現をめざし、全国的な支援を強めてたたかう。

第7章 世界の労働組合との交流・連帯活動

1. 二国間・多国間交流の推進

<7-1> 多国籍企業の利益のための新自由主義的グローバル化のもとで貧富の格差が強まり、国の経済的・政治的独立と主権が脅かされ、労働者と労働組合の権利と人権が踏みにじられている。一方で、ブラジル、スペイン、韓国、インドにおける国政選挙などで労働者の支持する左翼勢力が相ついで前進した。全労連は、「新自由主義的グローバル化反対」「戦争反対、核兵器廃絶」などの課題で各国労働組合の共同をいっそう強化する。

国際自由労連（ICFTU）と国際労連（WCL）の「統一」に向けた動きなど、国際労働組合組織の再編成とともに「一極支配」が強まることが懸念されている。こうしたもとの、国際組織への加盟のいかんにかかわらず、アジア・太平洋地域の労働組合の結集と運動について、各国ナショナルセンターや国際組織との意見交換をすすめる。

<7-2> ひきつづき、アジアを中心とした二国間交流を促進するとともに、共通の課題にもとづく多国間交流、欧州労連（ETUC）などの地域組織、ならびに国際労働組合組織との交流、連携の確立に努める。

当面する多国間交流として、①第2回「公務部門の非正規労働者の組織化」アメリカ・カナダ・メキシコ・日本4ヵ国交流会議（04年9月）、②第5回世界社会フォーラム（05年1月、ブラジ

ル・ポルトアレグレ)、③被爆60年「核戦争阻止・核兵器廃絶」国際共同行動(05年3月)などに対応する。また二国間交流として、①中華全国総工会招待による全労連訪中代表団の派遣(04年秋)、②ベトナム労働総連合代表団の来日招待と共同セミナー開催などについて具体化をはかる。

2. 国際労働基準の確立と国際政策の充実

<7-3> ILO「新宣言」(労働の基本的原則及び権利)とディーセントワークの実現にむけて、①未批准条約(105号条約、111号条約)の即時批准、②批准した87号、98号条約の完全な履行、③働くルール確立にむけたILO158号(解雇)、175号(パート)、94号(公契約)などの優先的な批准を促進する。

IMF・世界銀行による「構造調整政策」の押しつけ、国際貿易と国際労働基準など社会条項とのリンケージ問題、移民労働者の権利、多国籍・大企業の国内外での活動と労働組合の権利などについて、専門家の協力を得ながら全労連の政策を確立する。要求・政策の実現にむけ、政府交渉の配置、関係機関への要請・懇談にとりくむ。

<7-4> ILO総会参加については、労働者代表の選出問題、議題に対する方針確立と意見反映など、従来の対応を発展させる。単産・地方組織の活動については、全労連との調整をはかり対応する。全労連の国際活動として、①英語版ホームページの充実による情報海外配信の改善、受信情報の紹介、②「世界の労働者の闘い」の編集改善と活用による学習会の開催、③単産・地方を含む「全労連国際活動交流集会」、ILO学習会の開催、④国際活動を担う活動家の育成などを重視する。

第8章 総対話と共同、組織の拡大・強化

1. あらゆる労働組合・社会勢力との対話と共同

<8-1> 引き続き、すべての労働組合との一致する要求にもとづく「総対話と共同」を全労連の基本姿勢としてつらぬく。春闘共闘に参加する単産との連携を強め、最低賃金闘争、リストラ「合理化」とのたたかい、労働委員会の民主化や国鉄闘争などを推進する。純中立労組懇やMIC、陸海空港湾20労組などとの連携を強め、自衛隊の多国籍軍参加反対、憲法改悪阻止などでの共同を探求する。

また全労連は、連合が日本最大のナショナルセンターとして、労働者の要求前進、国民の生活と権利擁護、政治の民主的転換のために役割を発揮することを期待し、一致する課題での共同に積極的に対応する。

<8-2> 今日、個人の努力や労働組合の企業内闘争だけでは解決できない医療、年金、介護、税制、教育、環境、平和などの課題が社会的問題となっており、広範な国民運動の強化が求められている。全労連は、国民大運動実行委員会や中央社保協、平和団体などとの日常的連帯の強化を追求し、国民的運動の前進をはかる。

同時に、政府と財界が結びついた系統的・全面的な攻撃が一段と強まっているもとの、これを打ち破って要求と運動を前進させるためには、あらゆる社会勢力との対話・連携をはかることが重要になっている。全労連は、これまでの日本の政治・社会のなかで保守的な立場をとってきた団体・人々との対話を追求し、相互の自主性を尊重しながら当面する切実な課題での共同を呼びかける。

2. 「200万全労連」の達成をめざす組織拡大

<8-3> 本大会に第一次案として提起し、一年間の討議を経て来年の評議員会に予備提案、06

年の第22回定期大会で決定する予定の「21世紀の新しい労働組合づくりをめざして」（組織拡大強化中期計画）は、2010年までの目標を「250万全労連の実現」としているが、06年7月までの目標は「200万全労連」への到達とする。

各単産・地方組織は、「21世紀の新しい労働組合づくりをめざして」の討議を深め、第22回定期大会以降は単産と地方組織の組織拡大・強化方針が、全労連方針と連動した計画となるように準備する。また、この2年間は春と秋に「組織拡大月間」を設定し、すでにとりくみが始まっている組織拡大推進基金の集約、活用とあわせて、全労連、単産、地方・地域組織が一体となった組織拡大運動を推進する。

〈8-4〉 200万全労連への到達は、すべての単産・地方組織が過去最高の組織人員を回復することが土台であり、そのために2年間で現員の1割以上の実増を追求する。そのためにも、非正規雇用労働者の組織化・結集が重要であり、必要な規約の整備をはかるとともに、単産の「パート・臨時部会」の設置、「個人加盟」組織の確立、地方組織での「常設労働相談センター」「ローカルユニオン」「地方共済会」の確立などを重視する。

全産業・地域で、パート、臨時、アルバイト、派遣、契約社員、アウトソーシングの偽装請負・偽装派遣労働者など、激増する非正規雇用労働者の組織化を目的・意識的に追求する。単産は、単組・支部・分会が職場の非正規雇用労働者の組織化を重点課題に設定してとりくむよう援助する。全労連規約第30条の見直しに着手し、パート・臨時労組連絡会の活動と体制強化を検討する。地方組織では、まだ組合が結成されていない未組織職場をふくめて、非正規労働者の組織化を目的・意識的に追求する。2年間ですべての単産・地方組織にパート・臨時部会（担当者）を確立する。

3. 組織機能の強化をめざすとりくみ

〈8-5〉 単産・地方組織からの「特別会費」、全労連一般会計からの繰り入れ、「1億円カンパ運動」によって構成する「組織拡大推進基金制度」がいよいよスタートする。なかでも、3年間にわたってこの制度が大きな役割を発揮するためには、「1億円カンパ」の継続的な推進が決定的に重要となる。全労連、単産、地方・地域組織が、あらためて目標と運動推進体制を確認し、一体となって不退転の決意でとりくんでいく。

今年7月からは、「全労連オルグ」が全国12地方に配置され、単産空白県の克服などをめざして本格的な活動を開始する。全労連として、「オルグ合同会議」を定期的に開催して、当面する重点単産や重点地方の設定、オルグ活動の経験と教訓の交流、全体的な方針の意思統一をはかっていく。

「組織拡大推進基金」を活用した大規模な宣伝を重視し、マスメディアを活用した宣伝を「秋の組織拡大推進月間」にむけて準備する。

〈8-6〉 2年間で、すべての地方組織に「常設労働相談センター」の設置、「専任相談員」の配置に努力する。すでに県段階に設置されている都道府県では、地域組織段階に「常設センター」配置にとりくむ。これまで全国単位で開催してきた「労働相談員養成講座」を、04年度はブロック単位で開催することとし、05年度以降は「地域運動交流集会」との関連を念頭に検討する。全労連として、引き続き「フリーダイヤル」を設定する。

「パート・臨時労組連絡会」（現在12都道府県）は、2年間で全県での確立を追求する。また「地方共済会」（34都道府県）についても、2年間ですべての地方組織で確立するように努力する。

4. 教育・宣伝、情報システム、研究活動

〈8-7〉 「今後の情報伝達のあり方について」（03年7月幹事会決定）を具体化し、①全労連新聞の紙面改善、②「月刊全労連」の内容の充実と発行部数の抜本的な拡大、③組織間の情報の共有、

情勢や活動状況、組織変化などデータベースの整備、情報提供の迅速化、実利と魅力あるホームページの作成などをすすめる。

加盟組織間の情報サービス・連絡の効率化のために、定期刊行物、宣伝物、メールニュース、全労連ニュース速報などの改善をはかる。また、全労連や加盟組織に関わる基本データなどのデータベース化をすすめるとともに、全労連オルグや労働相談員などからの相談、交流、情報提供などを目的としたホームページを開設する。

<8-8> 学習・教育活動について、①ビデオによる教育テキストの作成、インターネットやCDROMによる活用、②全労連「教育プログラム」の作成、年間を通じた学習・教育活動の推進、③全労連教科書の普及と活用、全労連中央労働学校の開催（05年6月）、④勤労者通信大学労働組合コースの募集協力、学習の友の普及などをはかる。

<8-9> 労働総研は15周年事業の一つとして、単産、地方・地域の職場実態調査を踏まえた新たなシンポジウム・「これでいいのか日本の社会、これからどうする日本の労働運動」（仮題）を計画している。シンポジウムが日本社会の政治・経済上の諸問題を告発するにとどまらず、全労連が「21世紀初頭の目標と展望」で提起した新たな社会の方向を模索し、労働者・労働組合を軸とした国民共同の力で変革していく運動強化に寄与するものとなるよう単産・地方の協力で成功させる。

5. 青年・女性部活動

<8-10> 全労連運動と組織の未来を担うのは、いうまでもなく青年労働者である。「団塊の世代」の組合員が大量に定年を迎えるいわゆる「2007年問題」などを控え、全労連にとって青年部活動の強化は避けて通れない課題である。全労連青年部の体制強化、すべての単産・地方組織での青年部の確立、他団体の青年組織との共同・連携の強化などについて、青年部の自主性を尊重しながら必要な援助を強化する。

労働者全体の完全失業率が若干の改善傾向にあるなかで、青年の雇用問題は依然として深刻である。企業に青年の採用を努力させるとともに、政府や自治体に青年雇用対策の拡充を求めて、青年部の運動をいっそう強化する。単産や地方・地域の組織拡大運動でも、青年労働者の組合加入を重視する。単産、地方・地域組織、単組の組合執行部に青年の役員が多く選出されるよう目的意識的に追求する。

<8-11> 日本の労働組合の克服すべき課題として、「企業内主義」などの弱点とともに「トップダウン型」「正規労働者中心型」などが指摘されているが、男性中心の役員体制がこれらの問題改善の障害ともなっている。女性労働者が全雇用労働者の4割をこえ、男女共同参画社会の実現が強く叫ばれている時、全労連と単産・地方・地域組織、単組でも、まだ男性中心の体制や活動が強く残されている。

全労連運動のさまざまな分野で重要な役割を担って奮闘している女性労働者のたたかいをさらに発展させるうえで、全労連女性部の強化をはかることが重要になっている。全労連女性部の役員体制の強化、全加盟組織の女性部確立、単産・地方組織の女性役員比率の向上、女性労働者の権利・要求運動の前進、女性組合員の拡大などについて、全労連と単産、地方組織が協力して推進する。

6. 地域運動交流集会の開催

<8-12> 04年5月に開催した「地域運動交流集会」では、今後とも系統的な開催を望む声が多く寄せられた。地域労連の活動家を激励し、単産をふくむ地域運動の相互交流、後継者育成をめざし、隔年ごと（定期大会を開催しない年）に開催する。これまで3回にわたって開催してきた「全国討論集会」については、全労連の運動上・組織上、加盟組織と組合員全体の討論と意思統一が必

要な場合、不定期で「全国活動者会議」の開催を検討する。

次期の「地域運動交流集会」については、定期大会を開催しない年であることから2005年秋（11月頃）に開催する。年内に推進体制を確立し、05年1月の評議員会に開催要綱を提案する。

以上

04年夏期、秋年闘争／おもな会議・行動日程（案）

	政治日程等	機関会議等		集会・行動
7 月	21 小泉首相、訪韓（～22） 26 中央最低賃金審議会答申 30 第160臨時国会開会予定 （～8/3?） 下 概算要求基準（シーリング）決定 （～8月初旬）	26 国際交流会議 27 第15回幹事会 28 第21回定期大会（～30）		26 第3次最賃デー 27 公務第4次中央行動
8 月	上 人事院勧告 上 経済財政諮問会議で郵政民営化 の集中審議開始 中 中労委委員推薦締め切り 下 経済財政諮問会議で三位一体改 革の集中審議開始 下 05年度概算要求の各省庁提出	19 第1回幹事会		2 原水禁世界大会（～9） 5 核兵器なくそう女性のつどい 19 労働審判学習会 21 第50回日本母親大会（～22）
9 月	前半 郵政民営化の政府最終案決定 民主党大会（代表選） 下 内閣改造、自民党役員改選 第161臨時国会開会予定？	9 民間部会総会 11 女性部第15回大会（～12） 15 単産・地方組織担当者会議（～16） 16 第2回オルグ国会議 18 青年部第17回大会（～19）	全 国 キ ャ ラ バ ン 秋 の 組 織 拡 大 月 間	2 中央社保学校（～4） 4 中国BL「労働相談員養成講座」（～5） 26 介護・ヘルパー集会 30 賃金闘争交流集会
10 月	8 イラク復興支援会議の開催 ASEMに小泉首相が出席 31 公明党大会	18 第5回常任幹事会 20 第2回幹事会（～21） 21 単産・地方組織代表者会議 （～22） 下 国民春闘共闘年次総会？		2 東海北陸BL「労働相談員養成講座」 （～3） 16 東北BL「労働相談員養成講座」（～17） 29 争議総行動 29 九州BL「労働相談員養成講座」（～30） 30 四国BL「労働相談員養成講座」（～1） 30 労働者派遣シンポジウム
11 月	上 第28期中労委労働者委員任命			14 臨時・パート労組連第4回総会 17 労働契約法制シンポジウム 20 04平和大会 in 佐世保（～22） 20 第49回はたらく女性の中央集会 （～21） 下 秋闘全国統一行動 下 健保・国保・共済組合学習交流集会
12 月	5 ICFTU宮崎大会（～10） 下 財務省原案内示 下 05年度予算案決定	2 第3回幹事会（～3） 3 05国民春闘討論集会（～4） 11 女性部05春闘討論集会 （～12）		11 いのちと健康を守る全国センター総会

※第21回定期大会事前レク→7月21日（水）16：00～予定
 ※年内に「中華総工会への全労連訪中団」、「ベトナム労働総連合の訪日」予定
 ※2005年 1/7 旗開き
 26 第4回幹事会（～27）
 27 第36回評議員会（～28）

この間のたたかいの経過と到達点

I. 春闘と賃金闘争

〈1-1〉第20回大会以降の2年間、日本経済は長期不況からの離脱の契機をつかむかどうかという重要な局面を迎えつつ推移した。企業は苛酷なリストラによる低コスト化を追求し、労働者と下請け中小企業に犠牲を強いることで生き残りをはかった。アメリカや中国などの外需によって、製造業輸出型の大企業は急激に業績を伸ばし莫大な利益をあげたが、内需の冷え込みで瀕死状態となった地域経済から景気回復の芽は出なかった。こうしたもとで全労連の賃金闘争は、業績を「V字回復」させながら労働者・下請け中小企業叩きをやめない大企業に対し、富の独占と社会的責任放棄の姿勢を改めさせ、悪化の一途をたどってきた労働者の雇用・賃金、地域経済の活力を回復させるという社会的な課題を担ってたたかわれた。

〈1-2〉財界は、支払能力十分の大企業が続出しているにもかかわらず、「賃金水準の社会的横断化を意図して闘う春闘は終焉した」と断言し、春闘を解体・変質させる攻撃を強めてきた。国際競争力を理由に、「ベースアップは論外」「定昇制度の見直し、縮小・廃止」を強調し、さらには「ベースダウン＝降給」にまで言及した。これに対し、多くの大企業労組が目標を「定昇維持」におきベア要求を放棄、連合も産別自決方針をとりベア要求は見送った。なかでも、1兆円を超える利益をだしたトヨタ労使がベアゼロ＋成果配分で妥結したことは、定昇のない企業の多い中小春闘を直撃し、賃金相場を冷え込ませるマイナス波及効果を及ぼした。

〈1-3〉こうした情勢のもとで、全労連は純ベア要求（1万円）を提起する唯一のナショナルセンターとして、大企業の社会的責任の追及を正面にかかげてたたかい、「1・21大企業包囲行動」や「2・11トヨタ総行動」などを成功させ、大企業包囲の世論と運動をつくりあげた。また全労連は、賃金闘争の重点を①最賃闘争の強化、②賃金底上げ、③パート均等待遇などにおき、賃下げ悪循環に歯止めをかける春闘を重視してきた。さらに、年間を通した賃金闘争の組み立てを打ち出し、春闘後の最賃闘争と人勧闘争との結合、秋の公務関連労組の確定闘争への民間労組の支援などのとりくみをつよめてきた。情勢にはきびしいものがあつたが、加盟各組織の粘り強いたたかいで、賃金闘争は着実に成果をあげてきた。

〈1-4〉最低賃金闘争では、経済情勢を理由に「最賃額引き下げ」答申が出されかねない情勢のなかで、職場・地域、産別が一体となって運動を展開した。ハンスト座り込み行動など新しいとりくみも交え、7次におよぶ最賃デー行動、2度の中央交渉、目安小委員会への「意見書」提出などを通して、生活保護基準を下回るまでに低くなっている現行金額水準を告発した。使用者は、前年度の人勧マイナスまで持ちだして最賃引き下げを主張してきたが、その言い分は我々の運動によって封じ込められた。中央最低賃金審議会の場合では、最終的に労使の意見は合意に至らず、目安答申内容は02年度の「目安額を示さず」に続き、03年度は「0円」の額明示となったが、マイナス攻撃は押しとどめた。

地方組織は、現行最賃水準の引き上げ、ランク別逆転現象の解消などをめざし、中賃審議に先だって、審議会に対する意見書提出、要請、傍聴、宣伝行動などを展開した。「0円」目安答申の影響はきわめて重いものがあり、42県は「0円」に抑え込まれたが、神奈川、香川、山形、福岡、沖縄の5県では重圧をはねのけ1円引き上げを実現した。また地方最賃審議会の決定に対し、「0円は不当」あるいは「1円では低すぎる」として、35の地方組織が異議申し立てをおこない、今年度の最

賃闘争への布石を打っている。

この間の最賃闘争で注目すべきことは、青年を中心に全国各地でとりくまれた「最賃生活体験運動」で、参加者が03年の6地方から、04年には27地方500人へと拡大するとともに、テレビや新聞、雑誌などの密着取材などを受け、全労連の姿を世論に大きくアピールしたことである。また「時間給1000円以上」を基本としつつ、各都道府県的生活保護基準との「逆転現象」の解消などを要求し、未組織事業所への訪問活動、自治体決議や地賃審議会への要請など単産・地域が一体となった運動にとりくんだ結果、中央・地方での最賃審議の中で、「現行最低賃金の水準が低すぎる」との認識が急速に広がってきている。

さらに全労連は、この間3次にわたる「最賃デー」(5/21、6/22、7/9)を展開した。とくに6月22日の「第2次最賃デー」は、公務労組連第3次中央行動と連動しておこなわれ、昼の厚生労働省・人事院前には官民1,000人の仲間が行動に参加した。昨年に引き続いて「664分」のハンガーストライキを決行した25名をはじめ、参加者は猛暑のなか「最低賃金の引き上げ」「公務員賃金の改善」を訴えた。

〈1-5〉最賃闘争と結合して大きな動きをつくりあげた人勧闘争は、結果として2年連続の本俸切り下げ、一時金「0.25月削減」、賃下げの4月遡及など、人事院マイナス勧告に基づく給与法「改正」法の強行を許した。しかし、全労連は公務労組連絡会とともに夏季中央行動、9・11総務省前行動などを官民共同で展開、賃金闘争のあらたな土台を築いた。その後の地方確定闘争で、近畿ブロックでは各地方人事委員会への要請行動を官民共同で行ない、①不利益遡及はするな、②労働条件の一方的不利益変更は許されないなどと要請するなかで、滋賀、京都、大阪の人事委員会から不利益遡及せずとの勧告を引き出す成果をかちとった。

〈1-6〉第33回評議員会付属議案(21世紀の新しい国民春闘の前進にむけて)で示した賃金闘争の課題を具体的方針として練り上げるため、第2回賃金闘争交流集会(03年9月)を開催、18単産25地方109名が参加した。討論では、①官民一体、正規・パート一体の賃金闘争の強化、②通年賃金闘争の組み方の工夫、③ナショナルセンターとしての春闘要求の議論整理と新しい工夫(ポイント賃金による目標設定等)、④「国民総ぐるみ」の運動展開の具体化、⑤現行最賃引き上げ運動の強化と全国一律最賃制確立闘争の具体化、⑥定昇破壊、成果・業績主義とのたたかひの強化、⑦パート賃上げ、均等待遇実現の運動強化と争点の整理、⑧公契約、リビング・ウェイズ運動の具体化、⑨雇用流動化をとともなう賃金破壊に対する闘争強化、⑩税・社会保障の負担を視野にいれた所得向上の運動の追求など、運動の交流と討論が交わされた。

〈1-7〉04春闘は6月末集約の進捗状況(28単産4,174組合報告)で<要求提出の割合は73%(昨年77%)、スト権確立は61%(同63%)、スト実施28%(同15%)、回答引き出し53%(同54%)、妥結・妥結方向が33%(同37%)となった。厳しい情勢の中、昨年に比べて職場における取り組みでは一定の前進がみられた。05春闘における賃上げ回答は、6月30日最終集計で登録組合数92組合中、491組合(54.4%)で、妥結は299組合(解決率33.1%)となっている。回答引き出し組合が6割を超えたものの3割が有額回答を引き出せないという春闘の厳しさを反映している。そのうち150組合は第2次~3次の回答上積みをかちとり、回答引き出し組合のうち48.3%にあたる237組合が前年実績以上をかちとっている。

回答結果は単純平均で5,304円(1.76%)、加重平均で5,866円(1.86%)である。単純・加重平均とも、史上最低の昨年をさらに下回るきびしい回答結果となった。賃金闘争については、「製造業」中心による景気回復傾向を反映して、JMIUなどで「賃下げ攻撃」を打ち破る傾向は見られたものの、全労連・春闘共闘全体として「賃下げ傾向に歯止めをかけた」とは言えず、引き続き05春闘への大きな課題として残された。

今春闘の重点に位置づけたパート時給の引き上げについては、7月8日現在で、7単産2地方91組合の平均で86円の引き上げとなった。健闘はしているものの、全組合が重点課題としてどこまで

追求したかという点では課題を残している。また、05 春闘にむけては旧来の集計方法でなく、調査対象組合の減少や春闘方針の発展をふまえて、賃金回答集計方法などの改善が求められる。

Ⅱ. はたらくルールの確立、労働法制改悪反対、雇用・反失業闘争

1. 労働法制の改悪に反対する闘い

〈2-1〉「はたらくルール確立署名」は、01 年 2 月から 04 年 2 月まで 3 年間の運動として、組合員 1 人 10 筆目標、850 万の単産・地方組織の自主目標をかかげて推進してきた。また、03 年春闘期間中は「労働法制改悪反対署名」にとりくんだ。最終集約は 225 万 0150 筆となり、03 春闘期間中の「労働法制改悪反対署名」(42 万 3,770 筆)を合計すると、267 万 3920 筆となった。目標からみれば不十分だが、はたらくルール確立にむけた議論と運動をつくりだし、署名運動が労働界全体の運動に発展するなど一定の到達点を築いた。これらの運動が背景にあったことで、労働法制改悪反対闘争の高揚と一定の成果につながった。

〈2-2〉労働者派遣法、職安法と労基法改悪法案が 03 年 5~6 月に成立、それを職場にもちこませないとりくみを重視してきた。新労基法と新労働者派遣法の学習用テキスト 1 万 4 千部を作成するとともに、労働政策審議会での政省令や指針作成にむけて全労連の意見・要求を提出した。また 02 年 12 月に「派遣プロジェクト会議」を発足させ、派遣・請負問題の政策づくりにむけた学習会などを開催した。03 年 8 月から 04 年 3 月にかけて、加盟組織の 69 事業所における派遣・請負実態を調査し、正規・パートから派遣・請負への代替が進んでいること、大半の職場で派遣・請負導入にかかわる労使協定が結ばれていないなどの実態を明らかにした。04 年 4 月から実態把握のためのヒアリング調査を実施、6 月に結果を発表した。

〈2-3〉政府の総合規制改革会議が、労災保険の民営化を重点検討事項に追加し、一気に進めようとしたが、労働団体はじめ広範な諸団体の闘争によって第 3 次答申から外させることができた。全労連は、「いの健全国センター」などと共催で「労災保険の民営化問題を考えるフォーラム」(04 年 2 月)を開き、民営化の危険性を広めるとともに、署名活動などにとりくみ、反対運動を推進した。労働法制にかかわる新たな課題として、昨年(03)年の労基法改悪に続き労働契約法制の検討が労働政策審議会で開催されており、全労連の政策大綱案を 04 年秋までにまとめるよう検討を開始している。

2. リストラ「合理化」反対、サービス残業・過労死の根絶

〈2-4〉完全失業率が 5%台半ばで高止まりするなかで、新たな雇用創出をめざして「緊急地域雇用創出特別交付金」の改善・継続のとりくみを重視し、04 春闘から継続・改善を求めて地方議会請願などにとりくむとともに、3 月の厚生労働省交渉でも重点課題として追及してきた。リストラや地域経済をめぐる現状や運動の幅広い交流を目的に「リストラ反対、雇用と地域経済を守る全国交流会」(03 年 9 月)を全労連、全商連、新日本婦人の会、自由法曹団、日本共産党の 5 団体が実行委員会で開催し、全国的な運動の交流を深めた。

〈2-5〉近年、CSR(企業の社会的責任)を求める声と運動がヨーロッパを中心に活発化し、国際標準化機構のあらたな基準策定がおこなわれようとしている。国内においても厚生労働省や経産省での研究・報告書づくりや日本経団連の「企業行動憲章」の CSR 版への改定など活発化している。全労連は 5 月 31 日に「CSR に対する全労連見解」を発表するとともに、厚生労働省に対し要望書を提出した。

〈2-6〉不払い・サービス残業根絶の運動は、全労連だけでなく連合を含めたキャンペーンが繰り返された。また、家族(新日本婦人の会)による労基署交渉、共産党議員団の国会追及などもあって大企業職場などでもとりくみが展開され、社会問題化していった。厚生労働省は、電機大手、自動車などのサービス残業を摘発、中部電力では、是正勧告にもとづく内部調査で 65 億円のサービ

ス残業代が支払われた。01年4月からのサービス残業代の改善・支払いは総額で250億円を超す額に上っている。また、これまで労基署への申告は「労働者以外の者が行うものは含まれない」とされていたものが、家族による情報提供も「監督指導を実施する」との政府答弁を引き出し、二度にわたって厚生労働省の「労働時間管理」の通達が出されるなかで、徹底がはかれるよう改善がなされてきた。

〈2-7〉働くもののいのちと健康を守るたたかいでは、厚労省に対する要求・交渉、過労死・過労自殺の認定闘争や裁判闘争の勝利などにより、過労死・過労自殺の労災認定基準を改善させ、「過重労働による健康障害防止」「メンタルヘルス対策」などの通達を出させた。また、トンネルじん肺裁判闘争のたたかいは、建交労をはじめ関係単産や全国キャラバンでの各県労連、支援連や弁護士などの奮闘により、国の責任を含めほとんどの裁判闘争で勝利し、じん肺を根絶させるとりくみへの大きな足がかりをつくった。この間、宮城、滋賀、東京にいのちと健康を守るセンターが結成され、広島、奈良でセンター結成に向け準備会が発足した。さらに5月22、23日には東日本セミナー（228人）、5月28、29日には西日本セミナー（241人）が行なわれ、全労連は集会成功にむけて貢献した。

3. 「NTT」「国鉄」「国立病院職員」3闘争のとりくみ

〈2-8〉50歳定年制、退職・再雇用に反対する「NTTリストラ反対闘争」は、持株会社前での大衆行動や不当配転に対する裁判闘争（全国6地裁50人が提訴）を全国でたたかってきた。04春闘では、東西2コースを中心に全国キャラバン行動にとりくんだ。これらの行動を軸に、通信労組は新「NTT3ヵ年経営計画」が提案されて以降の3年間で、175名の組合員拡大を成功させた。また、全国25ヵ所で支援共闘会議が結成され、純粋持株会社に対する本格的とりくみが強化されてきた。

04年3月、通信労組組合員に不当な広域配転の辞令が発令されたが、本人や家族の病気・介護問題を前面に打ち出し、育児・介護休業法やILO156号（家族的責任）違反で労働局申し立て、NTT交渉などによって、それぞれ内示を撤回させる成果をかちとった。また大阪から名古屋に単身赴任の組合員2名が大阪への復帰をかちとった。NTTリストラ闘争本部と東京支援共闘が共同して、04年6月、NTT東日本本社前集会と要請行動、駅頭宣伝、夜の学習決起集会を成功させた。

〈2-9〉国鉄1047名採用差別事件で、最高裁は03年12月に「JRに使用者責任はない」とし、中労委命令取消しの不当判決を下した。同時に5人の裁判官のうち裁判長を含む2人が多数派意見は「形式論」とし、JRの使用者責任を認め高裁への差し戻しを主張した。全労連闘争本部は、政府に対して最高裁判決を契機とした解決を求め、解決交渉の場をつくるようたたかいを強化してきた。6月18日、ILOは日本政府に対し国鉄闘争の早期解決を促す第6回目の勧告を行なったが、政府は依然として解決を拒んでおり、6月23日に国鉄闘争本部名で「ILO勧告に基づき責任をもって解決をはかることを求める」談話を発表した。

大衆行動としては、NTTリストラ闘争・国立病院雇用確保闘争と結合した「1の日」宣伝を全国的に展開した。10月の国土交通省前座り込み、6月の厚生労働省前座り込みをはじめ、2度にわたる国土交通、厚生労働両省への要請、争議総行動などを通じた国土交通省前での抗議行動、国会議員要請行動なども系統的に展開してきた。また、最高裁への公正判決要請署名や判決後の政府にむけた緊急の早期解決要請署名などにもとりくんだ。特に前進したのは、国労との共同や、学者・弁護士を中心としたアピール運動である。

結成から16年目を迎える「全動労争議団を勝たせる会」は、構成員の高齢化と職場移動など年々会員は減少している。「勝たせる会」は、昨年からの争議団・県労連・当該単産の三位一体の会員拡大と職場オルグのとりくみを重視し、愛知・埼玉に続いてこの一年、埼玉・東京・神奈川の三県でとりくんでいる。

〈2-10〉「NTT」「国鉄」とともに、04 春闘の重点課題としてとりくまれた「国立病院職員の雇用継承」のたたかいは、約 6,000 人の「賃金職員」のうち、看護師をはじめ 3,376 人の正職員化の実現、保育士全員の雇用確保、1,314 人のパート採用など、雇用継承という点では一定の成果を勝ちとった。しかし、独立行政法人移行に伴う大幅な賃金ダウンによって大量の退職者を出す結果も生まれた。

全医労は、このたたかいを通じて多くの組合員を拡大し、9 割を超える職場で「労働者過半数代表選挙」に勝利するなど、当局による組合弱体化・組織破壊攻撃を許さず、今後の闘争への新たな足掛かりを築いた。また「3 課題」での 3 次にわたる共同行動を通じて、「NTT」「国鉄」闘争への波及や過去最大規模の 1 の日行動（10 月 1 日）の成功（46 都道府県）など相乗効果を発揮した。

4. 中小企業と地域経済の活性化

〈2-11〉 03 秋の全国キャラバンと 04 春闘の 2・25 地域総行動を中心に、中小企業対策と地域経済の振興をめざすとおりくみが前進した。03 秋闘における「国政転換、全国キャラバン」は、9 月から 10 月下旬にかけ、1751 自治体、548 労組・団体への訪問・要請、全国 637 カ所での宣伝行動が展開された。10 月 5 日を中心とした「全国 47 都道府県 100 万人集会」は、メーデー規模の集会として位置づけられ、39 地方で「年金改悪・増税 NO!」「雇用・地域経済守れ」「国政転換」をアピールした。

04 春闘の「2・25 地域総行動」は、全国 1951 カ所で諸行動が計画された。業者・農民・女性団体などとの共同を広げながら、宣伝、集会、デモ、労組・自治体・経営者訪問などが終日展開された。この日を契機に 15 地域で「中小企業・業者アンケート」にとりくみ、大企業による不公正取引の実態などが明らかにされた。全労連は、これらの運動推進のため運動の手引き、宣伝ピラ、要求のぼり、宣伝テープ、各種署名簿などを作成して配布した。こうした運動によって、「金融検査マニュアル・中小企業版」を再改訂させ、「改正下請二法」の政省令を改善させたことは大きな成果である。

5. 労働基本権回復、民主的公務員制度確立のたたかい

〈2-12〉 政府が通常国会に「公務員制度改革」関連法案の提出をねらうもと、全労連は引き続き「公務員制度改革」闘争本部を軸に、公務員労働者の労働基本権回復など民主的公務員制度の確立をめざしてたたかいを強めてきた。とりわけ、2 度にわたる ILO 勧告が出される新たな情勢をふまえ、04 春闘では 3 万団体を集約目標とした「ILO 勧告にそった民主的公務員制度の確立を求める署名」運動を開始し、その出発点として 3 月 5 日に「民主的公務員制度確立決起集会」を開催し、署名運動の目標達成にむけた決意を固めあった。

「ILO 勧告遵守署名」は、組織内はもとより幅広い労働組合・諸団体によって積極的にとりくまれ、自民党をふくむ 86 名が請願の紹介議員となるなどの成果を勝ちとった。目標の 3 万団体にはおよばなかったものの、最終的には 1 万 1 千を超える団体から署名を獲得した。これらの国会請願署名の成果は関連法案提出が必至とされる秋の臨時国会のたたかいへと引き継ぐ貴重な到達点となっている。

一方、連合が、厚生労働・総務・行革担当の 3 大臣との「政労協議」を 5 月 13 日から開始したもとで、闘争本部として 5 月 17 日に行革推進事務局長と交渉し、ILO 勧告に沿って労働基本権の回復をあらためて求め、関係大臣との交渉・協議の場の設置を強く要求した。また、ILO に対しては、「交渉拒否」とも言える政府の不当な扱いを具体的に明らかにした「追加情報」を 2 月 17 日付けで送付してきた。

昨年の「全国キャラバン行動」を起点にとりくまれてきた民主的な公務員制度を求める地方議会への請願・陳情、自治体要請行動などを通して、現在まで、200 を超える地方議会が意見書を採択している。また、著名人を対象とした「ILO アピール運動」では、約 370 人の学者・文化人・弁

護士などから賛同が集まっている。署名をはじめ、これらの世論のひろがり確信にして、公務員労働者の権利確立、労働条件改善にとどまらず、国民の生活と権利擁護、民主的な行政・教育を確立する立場から公務員制度の課題をとらえ、全労連としての運動の強化が今後とも求められている。

8. 労働委員会の民主化と司法制度改革のとりくみ

〈2-13〉全労連、純中立懇、M I Cの三者で構成する労働委員会民主化対策会議は、10月に03年度総会を開催し、第28期中労委労働者委員任命の候補者を民間担当に出版労連顧問の今井一雄氏、特定独立行政法人等担当に全経済顧問の泉部芳徳氏を推薦することにした。また、民主化対策会議の「運営と役員体制」を抜本的に強化し、地労委の民主化運動を視野に入れ名称を「全国労働委員会民主化対策会議」とした。民主化対策会議は、1月の出陣決起集会以降、公正任命に向けて大規模な署名運動(団体1万、個人30万)、2月以降毎月の厚生労働省前宣伝、国会議員要請、中立組合要請などのとりくみをおこなった。また、04年度定期総会を6月に開催し、11月には必ず2名の労働者委員を実現する意思統一をおこなった。この間、厚生労働省に対し団体・個人署名の提出、交渉を持ち、公正・公平な委員任命を求めてきた。

〈2-14〉地労委の公正任命に向けてのとりくみでは、長野、宮城で初の再選をかちとり、高知、和歌山、大阪で引き続き再選を果たし、5月末現在8都府県9人の労働者委員を実現している。しかし、神奈川や京都など他の潮流との組織比が高い地方での不当な任命が依然として続いている。このなかで、昨年7月福岡地裁は「麻生県知事の任命は裁量権の逸脱にあたる」との画期的な判決を下し、一方で原告適格を理由に損害賠償請求を却下しました。しかし、福岡県労連が控訴しなかったため「知事の裁量権逸脱」は判決として確定した。

〈2-15〉国民の司法への参加、裁判の迅速化などを旗印に、戦後初の大規模な司法制度改革が行なわれ、第159通常国会に「裁判員制度」「労働審判」「弁護士費用の敗訴者負担」「労組法の一部改正」などが提案された。「労働審判」は、解雇などの個別労使紛争を裁判所で迅速、適性かつ実効的に解決することを目的としており、「労組法一部改正」は不当労働行為事件の迅速な解決を図ることを目的としている。全労連としての見解と対応策をまとめ、司法制度改革推進本部、厚生労働省、国会議員、最高裁判所要請などに要請するとともに、日弁連や司法総行動実行委員会と一緒に弁護士費用の敗訴者負担、刑事訴訟法改悪反対、国民のための司法改革求めて署名や行動を行ってきた。

Ⅲ. 年金改悪反対など、国民の共通要求実現をめざす運動

1. 年金改悪反対闘争

〈3-1〉03年8月以降、「21世紀初頭の目標と展望」の柱のひとつとして、「最低保障年金制度の創設」を求める緊急提言案を発表しひろく論議をよびかけるとともに、年金改悪反対闘争を最重点課題としてとりくみを強めてきた。04年の通常国会では、保険料の連続引き上げ・給付の一律15%削減、財源として消費税増税に道をひらく政府・年金大改悪案の成立阻止をめざしてたたかった。「年金改悪・庶民大増税反対」は署名500万筆を目標に、全労連、各組織独自をあわせ、約440万の署名用紙と40万部の学習用パンフを大量普及した。とくに03年秋の「国政転換、全国キャラバン行動」から学習、宣伝・署名行動と自治体や地域老人クラブ、社会福祉協議会、中小企業家団体などへの要請・懇談など、「年金改悪反対」であらゆる社会勢力と国民的共同を追求する努力が強められた。

こうしたとりくみを土台に、04春闘の最大の統一行動として「年金改悪阻止4・15全国統一ストライキ行動」に決起。32単産47都道府県で100万人以上がストをはじめとする職場集会・地域集会デモ、宣伝・アピール行動、国会前座り込み行動など、国民春闘共闘・全労連として過去最大規

模の行動となった。署名は、約 493 万筆が国会提出された（04 年 6 月末現在）。

先の国会では、18 次わたる国会前座りこみ行動、議面行動、国会請願デモ、集会などに全国から約 2 万 5000 人が結集した。職場・地域をはじめ中央行動など全国的な改悪反対の運動を展開し、国民の関心が急速に高まり、国民の 7 割が「政府案に反対」という社会的世論をつくり上げてきた。この間、あらゆる労働組合や国民諸階層との「対話と共同」を進めてきたナショナルセンター・全労連の存在と役割を大いに発揮した。

しかし、政府・与党は、こうした国民世論を無視して 6 月 5 日に年金改悪法案を強行成立させた。強行成立に対する国民の怒りは、内閣支持率の急減、「自民敗北」という参院選結果に現れた。

2. 医療改悪反対、介護拡充のとりくみ

〈3-2〉03 春闘では、医療費サラリーマン本人 3 割負担など、総額 3 兆円もの国民負担増反対のたたかいが広がった。とりわけ日本医師会、日本歯科医師会、薬剤師会、看護協会 4 師会の共同行動が前進し、4 野党共同「医療費凍結法案」「医療費負担を元に戻せ法案」の国会提出、22 県 419 市町村議会での意見書決議などがすすんだ。全労連は、10 次にのぼる国会前座り込み行動、2・3 中央集会、2 度の厚労省交渉などを展開した。

介護保険拡充・介護労働者の労働条件改善が急がれるなかで、全労連はこの間、中央社保協などと実行委員会を結成して、「ホームヘルパー全国交流集会」などを開催してきた。また実行委員会では、介護ヘルパーの労働条件改善にむけた厚労省交渉などを実施し、運動を前進させてきた。

3. 消費税増税反対・減税要求、中小企業と地域経済を守るたたかい

〈3-3〉小泉内閣の「構造改革」路線によって、社会保障・社会福祉の切りすてがいちだんとすすむ一方で、大企業減税のために庶民増税の最たる消費税増税がねらわれ、「不良債権処理」の名で中小企業つぶし・地域信金・信組破たん追いこみが強められ、地域経済を全国のいたるところで疲弊させている。

全労連は、大企業のリストラ・雇用破壊に反対し、緊急地域雇用創出特別交付金の継続・拡充を求めるとりくみを地方自治体への補助金カット反対のたたかいと結合してとりくんだ。また消費税増税反対・減税を求め、消費税廃止各界連の定例宣伝署名運動などに参加してとりくみをつよめた。また、全商連など 5 団体共同で「リストラ反対・地域経済を守る全国交流集会」、「不況打開・地域実態調査行動」などを実施した。さらに国にむけてとりくみをつよめるなか、下請け 2 法を改善させる前進もつくりだしている。

4. 食糧と農業、国民の健康、地球環境を守るとりくみ

〈3-4〉全国食健連運動に参加して、BSE（牛海綿状脳症）問題、輸入農畜産物激増へのセーフガード（緊急輸入制限措置の発動）を求めるとりくみ、農畜産物価格補償・農業予算拡充を求める行動、農水省交渉・集会、秋の「グリーンウェブ行動」などにとりくんだ。03 年 9 月、メキシコ・カンクンでの「WTO 閣僚会議」の決裂や、全国食健連などの「国際シンポ」（04 年 4 月、東京）は、多国籍企業による新自由主義経済主義の規制と、WTO 農業協定の改定・各国食糧主権確立がいよいよ重要になっていることを浮きぼりにした。世界的な穀物需給逼迫が懸念されるなか、04 年「国際コメ年」を新たな契機にして、国内での食糧自給率向上と食糧主権をめざす国民的共同の運動前進が求められている。

〈3-5〉東京・大気汚染公害裁判での原告側勝訴判決、熊本・川辺川利水訴訟での原告側勝訴判決などこの間、公害補償を求める各地のたたかいが前進した。全労連は、関連単産・地方組織と協力し、ゼネコン型公共事業の抜本的見直しを求めるたたかいと結合して、公害被害者など原告・患者の勝利をめざす支援の行動をつよめた。また、「足元から公害をなくし、地球環境を守る」ため、公害地

球懇や大気汚染全国いっせい測定運動などのとりくみをすすめた。

〈3-6〉全国災対連の運動に結集し、この間発生した宮城北部地震、沖縄宮古地域・台風14号被災者・被害救援を求め、政府・国会議員、全国知事会などと要請・懇談を行なってきた。震災被災者支援対策と被災者支援制度の改善・充実のとりくみは、被災者生活再建支援改正法案が04年3月国会提出され、不十分な内容ではあるものの、「居住安定支援制度」が盛り込まれ、一定の成果をかちとった。

IV. 戦争反対、憲法改悪阻止、国政・地方政治革新のたたかい

1. イラク戦争、自衛隊海外派兵反対、有事法制・憲法改悪阻止

〈4-1〉この間、米ブッシュ政権は「テロへの報復」を口実に、国連憲章を蹂躪してアフガニスタン爆撃(02年秋)を開始するとともに、「大量破壊兵器」を理由にしたイラク侵略戦争(03年3月)を強行した。日本では、これに迎合する小泉内閣が「イラク特措法」を成立させ、憲法違反の自衛隊海外派兵を強行した。

これに対して、「国連憲章にそった紛争解決を」「テロ・戦争・軍事占領反対!」など数次にわたる国際共同行動がとりくまれた。とくに、イラク開戦1周年の3・20国際共同行動では、米英両国をふくむ世界各国で数百万人が集会・デモなど空前の規模の行動が展開された。日本でも「3・20国際共同行動IN芝公園」(3万人)をはじめ、全国各地数百ヵ所数十万人が参加するデモ・パレード・人文字行動などさまざまな反戦アピール行動がくり広げられ、反戦平和行動が大きく高揚した。

〈4-2〉またこの間、小泉内閣は「武力攻撃事態対処法」など、米軍の戦争に国民を強制動員する有事関連3法案を03年7月に強行した。さらに、第159通常国会へ「国民保護法制」など有事関連7法案・3条約協定案を提出し、国民の反対を押し切って6月14日に強行成立させた。さらに、政府はスペインのイラク撤退を機にアメリカ国民のイラク戦争に対する批判の高まりや、英労働党の地方選惨敗など国際的にイラク戦争への批判と矛盾が拡大するもとの、6月18日に「イラク多国籍軍参加」を国会や国民に十分な説明のないまま閣議決定した。

全労連は「有事法制阻止、憲法9条を守る」闘争本部を設置し、自衛隊の海外派兵反対と結んで有事法制・憲法改悪阻止の平和・安全、民主主義を守るたたかいと行動を職場、地域から前進させた。また、広範な労働者・労働組合、国民各層との国民的共同をひろげながら国民世論を喚起しつつ全力をつくしてたたかってきた。このなかで陸海空港湾労組20団体などの連続的大集会のとりくみが前進している。また憲法・教育基本法改悪阻止と「日の丸・君が代」強制反対、思想・信条の自由を守るたたかいをすすめた。

さらに、こうした動きとあいまって、自民、公明、民主などが「改憲」を競いあう一方、憲法改悪への「国民投票法案」、教育基本法改悪がねらわれる重大な情勢にある。こうした「戦争する国づくり」への動きに反対するたたかいを職場、地域から一段と前進させることが重要である。

2. 国政の民主的革新的転換と、地方政治の民主・革新をめざすとりくみ

〈4-3〉03年11月9日投票で総選挙がたたかわれた。全労連はこの国政選挙で「失業・貧困・不安をなくし、平和と民主主義を守り、憲法にもとづく国政転換を」めざす方針をたて、職場、地域で学習と討論、大量宣伝活動などにとりくんだ。財界やマスコミの異常な「政権交代」「二大政党対決」論や「マニフェスト(政権公約)」キャンペーンのなか、総選挙の結果、史上ワースト2の低投票率(59・86%)のもとで、自民・公明与党が安定多数議席を確保、民主党が大幅議席増させ、共産、社民がともに大幅に議席を減少させた。

〈4-4〉この間、長野、徳島、高知、熊本などの県知事・地方自治体首長選で、住民のくらしと福

社充実、ゼネコン型公共事業見直しを求める住民要求のつよまりを背景に、地方政治の民主的革新的転換をめざす運動が顕著に前進した。地方地域にみられるこうした政治的变化と流れは重要であり、地方自治の本旨としての住民生活と福祉・医療・教育を守る、地方政治の民主的転換をめざす運動を前進させることがいっそう求められている。

〈4-5〉「年金」「多国籍軍参加」を最大焦点に、7月11日投票で第20回参議院選挙がたたかわれた。全労連は、「憲法をめぐる日本の戦後史をかけた重要な政治戦」として「政党選択基準」を明らかにした全労連新聞特集号を52万部発行・活用し、全組合員の投票行動をよびかけた。参議院選挙の結果は、労働者・国民の怒りが反映され自民党が敗北したが、一方で「二大政党論」がもてはやされるなかで、年金財源としての消費税引き上げ、憲法改悪を主張する民主党が議席を伸ばした。

V. 国際的連帯・交流活動

1. 二国間交流・多国間交流

〈5-1〉①03年9月16～21日にメキシコで開催されたアメリカ・カナダ・メキシコ・日本の労組交流会議に井筒常任幹事、加藤国際部長、全医労の淀副委員長が参加した。②03年10月11日～13日にハノイで開催されたベトナム労働総連合第9回全国大会に、全労連から加藤国際部長が出席した。③03年12月9日から13日にインド・チェンナイでインド労働組合センター（CITU）第11回全国大会に沢中常任幹事が参加した。④全労連の招待に応え、12月1日から8日まで、蘇立清副主席を団長とする中華全国总工会代表团5人が訪日し、全労連と会談した。⑤3月2日～9日、熊谷議長を団長に井筒常任幹事、生協労連・根本書記長、東海ブロック・平野岐阜県労連事務局長の4人の代表团がベトナムを訪問した。

〈5-2〉①韓国・民主労総（KCTU）が03年11月5～9日に開催した「新自由主義的グローバル化と軍国主義に挑戦するアジア労働者の連帯と統一にむけたアジア地域労組連帯会議」に岩田事務局長を派遣した。会議には、インド、ネパール、インドネシア、マレーシア、タイ、フィリッピン、香港、南アフリカ、オーストラリア、日本の10ヵ国26名が参加した。②「もうひとつの世界は可能だ」をスローガンに、第4回世界社会フォーラムが04年1月16日から21日に、インド・ムンバイで開催され、全労連から布施組織局長、国公労連・岸田書記次長、年金者組合・森口国際部長が参加した。このフォーラムには、日本からの約800人をふくむ132ヵ国12万人が参加し、新自由主義的グローバル化と米英のイラク戦争・占領反対の世界規模の大きな運動の流れを示した。

2. その他の国際活動

〈5-3〉第92回ILO総会が6月1日から17日までスイス・ジュネーブで開催され、坂内事務局長を団長とする5名の代表团（オブザーバー）を派遣した。今回の総会には、「公正なグローバル化—ILOの役割」と題する報告が提出され討論された。グローバルレポートでは「結社の自由と団結権」問題が取上げられ、日本の公務員制度問題にも言及した。また条約勧告（基準）適用委員会では日本案件として156号条約（家族的責任）が議論された。

〈5-4〉民主労総、農民連盟、WTO反対韓国民衆行動などでつくる実行委員会のイニシアチブで、新自由主義的グローバル化と戦争に反対する連続的な行動が6月12～15日、韓国・ソウルで展開された。これに日本をはじめアジア各国から100人を超える代表が参加、全労連からは民主労総のよびかけに応じて加藤国際部長が参加した。

〈5-5〉①03年12月末、イラン南東部を襲った大地震の被災者に対する緊急な国際人道支援のよびかけに応じて、単産・地方の取り組みで250万1,794円が全労連に寄せられ、5月末にイランの労働組合に送られた。②4ヵ月近くのストをたたかっている、ニューヨークのグランド・セントラ

ル駅のレストラン「オイスターバー」の労働者が、3月はじめ東京・品川のフランチャイズ店のオープンに合わせた行動に全労連も支援。労働者は4月26日に経営側と合意し、新契約を結び、全員仕事に復帰した。国際ホテル・レストラン従業員組合（HERE）ローカル100から全労連に感謝状が寄せされた。

〈5-6〉全労連として、04年4月に年報「世界の労働組合運動現状調査報告」の第10集にあたる『世界の労働者のたたかい - 2004』を発行した。加盟組織や関係団体への普及を広げてきた。

VI. 対話と共同、組織の拡大・強化のとりくみ

1. 進む対話と共同

〈6-1〉年金改悪反対を中心とする「対話と共同」が、かつてない規模と広がりで行進した。秋に行われた全国キャラバン、04春闘と結合した「2・25 1000 地域総行動」、「4・15 年金ストライキ」を軸に、自治体訪問、労組訪問、町内会・老人会・商店街や経営者団体との懇談などが、全国で無数にとりくまれた。とりわけ4・15年金ストライキでは、全国すべての地方組織で社保協・全商連・新婦人をはじめとする民主勢力との共同の集会・デモなどが実施され、全労連結成以来最大の100万人を超える共同行動となった。

イラク戦争反対、自衛隊のイラク派兵撤退を求める闘いでは、陸・海・空・港湾20労組や宗教者団体・市民団体、平和団体および自由法曹団などとの共同の集会やデモが連続的にとりくまれた。とくに、高校生など青年や無党派の市民の参加が目立った。また教育基本法、三位一体改革、規制緩和、地域医療など様々な課題で、産別を中心に共同のたたかいが前進していることも特徴である。

2. 単産・地方一体でとりくんだ組織拡大の到達点

〈6-2〉雇用流動化のもとで、無権利状態のパート、臨時や派遣、委託などの非正規雇用労働者の増大、低賃金化が進められ、一方で成果主義個別管理賃金の導入によってこれまでの正規労働者中心の企業内組合は、必然的に減少する傾向に拍車がかかっている。加えて小泉政権が押し進める『構造改革』路線によって、労働分野の規制緩和、さらに公務職場における人員削減、地方自治体の強引な合併や「特区」制度などによる正規雇用労働者の削減と非正規労働者への置き換えを進め、労働組合の組織的減少を招いている。

こうしたもとの、全労連の各単産も組織人員の減少を余儀なくされている。厚生労働省の03年末発表の「労働組合基礎調査」では、全労連の組織人員は100万人台を切って前年比2万5千人減の99万3千人の発表となった。調査方法について問題があるものの、組織減少となっていることは事実である。全労連は、このような組織減少に歯止めをかけ、強固な全労連建設にむけて「組織拡大推進基金」を提起、第33回評議員会で決定し「1億円カンパ」運動に全力を上げてきた。同時に、全国的なメディアの活用で全労連の存在をアピールし、「全労連オルグ」配置の準備も進め、04年7月から順次全国的に配置する。

〈6-3〉この一年間の組織拡大・強化のとりくみの特徴は、「組織拡大推進基金」運動と結合されとりくまれたことある。全労連、単産、地方・地域の三位一体としてとりくんだ組織拡大運動は、次のような到達点を築いている。①単産・地方組織が最重要課題として『組織の拡大強化』を真正面に据えたこと、②大企業や政府の組織攻撃に対する意識改革と組織的対応を進めていること、③組織拡大・強化で単産と地方組織の共同が今まで以上に前進していること、④非正規雇用労働者を含む未組織労働者の組織化にむけて、「受け皿」組織の立ち上げが前進していることである。この一年間、以上の到達点を築きながら、組織現勢の減少に歯止めをかけ、組織拡大の足がかりをつくりつつある。

〈6-4〉全労連は秋（10～12月）と春（3～5月）に「組織拡大強化月間」を設定して推進した。組織拡大推進基金にもとづく「カンパ運動」と結合した月間としてとりくんだことが特徴である。同時に重点単産も明らかにし、集中して空白県の克服もとりくんだ。03年度の月間では、「組織拡大推進基金」を積極的に活用したとりくみを実施した。12月度から全国一斉「フリーダイヤル」を実施。3月には、メジャーな全労連押し出しも含めた「ラジオスポット」（全国放送・TBS系列）と「私鉄窓上広告」（東京・名古屋・大阪）を実施した。このような宣伝を重視しとりくんだことを反映し、3月度の「労働相談」は大幅に増加した（全国で約750件）。03年度（03年6月～04年5月）の新規組合の結成と加盟は、〇〇〇組織・〇〇〇〇人となった。

〈6-5〉全労連加盟の全労連組織が、関西の合同組織などに加盟していた全西陣労組などと組織統合し「繊維産労」として旗揚げした。公務関連単産では、自治労連は、自治体関連職場での組織拡大が前進している。全教は、香川県で高教組の加盟を実現したことを始め、新規採用数年後の青年教師の新規加盟が前進している。国公労連は、個人加盟の国公一般を立ち上げ、霞ヶ関周辺の非正規雇用労働者の組織化に乗り出した。また、独立行政法人化に伴う賃下げ合理化と果敢にたたかってきた全医労は、移行期までに2,800人の組織拡大に成功してきた。民間単産では、自交総連は、滋賀・福井の二県に新規加盟組合を実現し、空白県の克服を前進させている。JMIUでは、地域個人加盟労組が奮闘している。福祉保育労では、事業拡大に対応した組織拡大、「法定協定当事者」地位確保にむけての組合加入などで組織を拡大している。民放労連や郵産労では、子会社に分会を結成、ユウメイトなどの組織化を進めている。年金者組合は5,000人の仲間を迎え入れ、65,000人に到達した。

地方組織でも、積極的に「月間」にとりくみ、組織拡大にとりくんでいる。とくに、「労働相談」を通じての組織拡大が顕著となっている。秋・春の「月間」を通して明らかになった教訓は、①不当なりストラ・賃下げ、規制緩和に伴う労働条件改悪などと真正面からたたかう組織を労働者が求めていること。②総対話を重視し組合員総学習運動で、集中し組織拡大運動にとりくんでいること。③「労働相談」活動を窓口にした組織化と「個人加盟組織」による組織拡大が前進していること。④「組織拡大推進基金」運動を活用した組織専任オルグの配置など特別体制を確立とした組織で組織化が前進していること、である。

〈6-6〉「組織拡大推進基金」運動は、03年9月を準備期間とし、「組織拡大推進月間」に合わせて「推進カンパ」運動を提起してとりくんだ。しかし、「基金」運動の意思統一の遅れがあり、すべての地方組織が機関決定されたのは、04年3月段階となった。全地方組織が具体化した「推進カンパ」目標額は、全労連提起基準案を大きく上回り約1.3倍の1億5,950万7,400円と積極的なものとなっている。4月末現在の全県的な納入状況は、31.0%となっている。

「推進カンパ」によるとりくみも具体化されている。全労連が提唱する「常設労働相談センター」「ローカルユニオン」、「地方共済会」の確立も急ピッチに進められ、組織オルグの配置や地域組織への活動助成、さらに組織拡大の宣伝経費に活用され始めている。

3. 組織の強化・活性化のとりくみ

〈6-7〉全労連は、秋に単産・地方組織合同の組織担当者会議を開催。春には、地方組織はブロック別に意思統一を行なってきた。また、単産組織担当者会議を定期的で開催し組織化に向けた研究や方針の徹底、教訓の共有化をはかって来た。また「第2回ローカルユニオン交流集会」を開催し、運動の交流をはかってきた。単産については、空白地方の克服と個人加盟組織の確立にとりくんできた。これらの課題は、各単産でも積極的に具体化され前進している。地方組織は、非正規雇用労働者を含む未組織労働者の組織化へ「常設労働相談センター」、「ローカルユニオン」、「地方共済会」の3点セットの確立にとりくむことを重視してきた。3点セットのとりくみは、「組織拡大推進基金」運動と結合されたことによって確立のテンポは今まで以上に前進している。地域組織確立の課題は、

この1年間、宮城で宮城東部地域労連が旗揚げし準備会を含む地域労連は、464 地域組織となっている。

4. 労働相談関係

〈6-8〉全国的なフリーダイヤルの開設、全国32局ネットを結んだラジオスポット、東京・名古屋・大阪の三大都市圏の地下鉄窓上広告を実施した。全国いっせいで労働相談・ホットラインを12月と3月に行ない、それぞれ約700件の相談が寄せられた。03年1月～12月の労働相談件数は11,115件で1昨年より663件少なかった。常設・専任の労働相談センターは、5月末現在37都道府県、59地域に設置されている。専任相談員は167人、半専任は77人、計244人が常時相談に対応している。10月には「第5回労働相談全国交流集会」を開催した。専任相談員の学習・交流、資質向上、大量養成は引き続き課題であり、来年以降の交流集会はブロック開催に切り換えて実施することとした。

5. 争議関係

〈6-9〉この間の解決争議は石播の賃金思想差別事件、住友生命女性差別事件、国労横浜人活事件、帝京八王子の三好解雇事件などが和解解決した。特筆すべきは石播争議の解決にあたって結ばれた協定書が全職場で配布され思想差別の根絶の端緒を切り開いたことである。また、住友電工の女性2名が一般職から専門職（総合職）への登用を拒み昇進させないのは男女雇用機会均等法反するとして会社と国に損害賠償を求めていた訴訟は大阪高裁で和解した。これらの争議解決によって思想差別と女性差別はもはや社会的に通用しないものとなりつつある。

裁判の判決では新日鉄姫路賃金思想差別事件では神戸地裁姫路支部などで勝訴する一方、国鉄労働者1047名の解雇事件の最高裁判決では上告を棄却する不当判決、ネスレの暴力事件デッチ上げ解雇事件で東京高裁による逆転判決が下された。食品関係3争議（明治乳業、雪印食品一般労組、ネスル労組）を支援する「講演と文化の夕べ」が3月におこなわれ510人が参加、野村證券の女性差別争議を支援する「勝利に向け春風を4.16集会」が4月に開催され400人余が参加した。また検数労連「全日検神戸支部」に対する一時帰休、賃金の大幅切り下げ、リストラなどの攻撃に対し、全国的な支援共闘組織が2月に結成された。

全労連の争議支援総行動は、秋は「中央総行動」、春は「地方総行動」としてとりくみ、国鉄労働者1047名の解雇撤回闘争を重点に10月には第13回争議支援中央総行動、1月（東京は2月）には争議支援全国総行動を実施した。国民救援会、自由法曹団、全労連の共催による第14回裁判勝利をめざす全国交流集会が4月に開催され全国から約190人余が参加した。

6. 地域労組・ローカルユニオン、自主共済確立のとりくみ

〈6-10〉「ローカルユニオン」（地域労組）の確立は、急激に変化する雇用情勢の下で重要な課題となっている。昨年度には、埼労連傘下の全県的地域労組「全労連SU」が結成された。この1年間に、秋田・千葉・鳥取でも結成され25地方組織に全県的地域労組が確立された。「地域労組おさか」は、ついに1,000人の組合員を達成している。

未組織労働者にも生活サポートが可能となる安価で十分な保障ができる共済制度を利用できるため、地方共済会の確立を促進してきた。05年までにすべての地方組織に確立させることを目標に、各地方組織に学習会などの開催などにとりくんできた。昨年27地方組織に「地方共済会」が確立され、これで秋田・福島・広島・山形・沖縄・宮崎・鳥取の7地方組織で34地方組織に地方共済絵が確立された。今後全労連定期大会をメドに確立を準備しているのは、栃木・新潟・三重・徳島・高知・山口の県労連である。これが達成されるなら80%目標である38地方組織を上回る状況となる。

7. 労働運動における男女平等推進をめざすとりくみ

〈6-11〉 女性役員比率向上の到達状況は、04年4月現在、全労連幹事会14.0%、単産平均11.4%、地方組織平均10.4%であり、02年調査と比べると若干だが前進している。女性役員比率15%以上の目標達成は6単産・10地方組織、複数の女性役員を達成したのは10単産・33地方組織、女性役員ゼロの組織は6単産・4地方組織となっている。04年4月17日に単産・地方代表者会議を男女各1名の参加を要請して開催し、ILO駐日代表の堀内光子さんの講演や全労連としての問題提起を行なった。05年大会までに女性役員比率30%の努力目標にむけ、ポジティブアクションの強化や労働運動に男女平等課題を位置づけるとりくみを強化することが求められている。

8. パート・臨時労組連絡会のとりくみと到達点

〈6-12〉 改正のみに止まったパート指針に、パート労働者と通常の労働者との間の均衡を考慮した処遇の考え方が示され、事業主が講じなければならない措置が追加された。私たちの要求と大きな隔たりがあるものの積極面を活用した運動を進めた。04春闘向けの「個人署名」運動を提起し、秋には全国活動者会議を開催し、04春闘構想を討議した。04春闘では、パート・臨時労働者の賃金底上げ、均等待遇の実現、年金改悪反対の課題でさらなる参加者の広がりとりくみで「2・13中央集会」は、過去最高の1,000人を超える集会と銀座パレードを行なった。

全労連パート・臨時労組連絡会は、この1年、青森・兵庫・埼玉・沖縄の地方組織で正式結成となり、愛知に準備会が確立され、北海道・青森・岩手・宮城・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・長野・静岡・愛知・滋賀・大阪・兵庫・和歌山・岡山・沖縄と18地方組織(4地方組織が準備会)に到達した。これまで正規主体から、最近ではパート労働者自身が主体となった運動が進んでいる。最賃・均等待遇などの切実な要求実現に向けたとりくみや非正規雇用労働者の組織化へと結びつけている。

9. 女性部のとりくみと到達点

〈6-13〉 男女平等実現、人間らしく働くルールの確立、パート・臨時労働者等の均等待遇実現、仕事と家庭の両立、年金改悪反対、女性の争議支援、平和と憲法を守るたたかいを強めた。国立病院の賃金職員の労働条件の低下なしの雇用継続を求める女性のアピール賛同運動にとりくみ、1141名の賛同を得て関係機関に申し入れた。04国民春闘では、女性部として年金・憲法を中心としたリーフレットを15万部、「許すな年金改悪、女性の自立と年金」の紙芝居を1500部作成し、職場学習をすすめるとともに組織外にもたくさん活用された。育児・介護休業法の実効ある改正と現行法の活用を求め、署名・要請行動・厚生労働省交渉等を行った。健康・母性破壊が深刻になっているもとで「健康と仕事のチェックリスト」を活用し各職場の仕事環境改善、健康を守る運動にとりくみ、「母性保護月間」には、各単産・地方・職場で学習会やバッジ・ポスター・権利手帳の発行等、権利を知らせるとりくみがすすめられた。

イラクへの自衛隊派兵反対、憲法第9条を守るたたかいを重視し、全国各地で女性部独自で、また、女性の共同を広げてきた。日本婦人団体連合会や女性の憲法年連絡会、国際婦人年連絡会、第48回はたらく女性の中央集会、第49回日本母親大会、国際婦人デー中央大会、核兵器なくそう女性のつどい、女性の春闘懇談会等の役員・事務局団体等としてこれらの諸活動を支えてきた。

11. 青年部のとりくみと到達点

〈6-14〉 03年9月、東京都内で青年部第16回大会が開催され、8単産18地方組織65名が参加した。大会は青年が自立して生活できる社会をめざす大運動「プロジェクトJ」の最終年度にふさわしく「青年要求大綱(案)」を軸に全て組織で青年労働者の要求に応える運動を展開していく方針

を決定した。

04 春闘方針を決定する常任委員会を 03 年 12 月開催し柱として、①青年の現在と将来の不安を取り除こう（賃金底上げと深刻な雇用・就職難改善）、②年金改悪・増税を STOP させよう、③憲法改悪阻止、イラクへの自衛隊派兵阻止。行動では 2・13 パート労働者中央行動への参加、3・5 青年春闘行動などを確認した。「若者の労働条件改善・労働時間短縮！雇用を増やせ！3・5 青年春闘中央行動」に 9 単産 11 地方組織 300 名が参加し、厚生労働省・国会議員・日本経団連などに要請行動をおこない、青年の要求実現を迫った。

建交労・神奈川労連・北海道労連・愛労連・滋賀県労連・千葉労連・京都総評などで「最賃体験」を実施し、マスコミからも注目された。また、6 月 11 日に各地の最賃体験運動を基に厚生労働省と懇談、最低賃金の生活実態を知らせ、「生活できる最低賃金」への引き上げを強く要望した。青年部結成では、京都総評（03 年 7 月）と、石川県労連が再建（04 年 1 月）された。平和関連では、ピースパレード・反核ライダー・平和ツアーなど多彩なとりくみが地域を中心に行われた。

12. 教育・宣伝活動などについて

〈6-15〉全労連新聞については、4・5 面の見開き紙面について「壁新聞風、見開き学習用紙面」として、充実・定着してきた。03 秋闘の「国政転換キャラバン」、04 春闘で大量宣伝ビラを作成、とくに「4・15 年金スト」の成功にむけて大量宣伝ビラ・ポスターや街頭宣伝用のティッシュ、風船、「日刊ゲンダイ」への意見広告を実施した。組織拡大・強化にむけて全労連をアピールする「地下鉄中吊り広告」など交通メディアの活用、ラジオスポットを行い、労働相談に効果をあげた。また参議院選挙にむけて「政党選択基準」を提起し、全組合員の投票活動推進にむけて「新聞特集号」を単産・地方にむけて 52 万部発行した。

「国民春闘白書」は 04 春闘で大企業の連結内部留保を含んだものとして作成・普及、さらに組合員の学習資料として「学習の友～春闘別冊」を労働者教育協会と共同で大量に作成・普及してきた。

21世紀の新しい労働組合づくりをめざして

全労連組織拡大強化中期計画・第1次案

「幹事会報告」の取り扱いについて

(1) 本大会に「組織拡大強化中期計画・第1次案」を「幹事会報告」として提案し、1年間の討議に付す。大会後、「第1次案」について単産や地方・地域の意見集約をはかり、補強や修正を検討するための「検討委員会」や「プロジェクト」を立ち上げる。05年7月の評議員会に06年の第22回定期大会にむけた予備提案を行なう。

(2) 「組織拡大強化中期計画」の実施期間は06年8月～2010年7月とする。ただし、中期計画に盛り込まれた内容については、合意できる項目から年度方針で具体化、順次実践に移していくこととする。また、05年7月の評議員会では組織拡大推進基金の「3年後以降の取扱い」についても予備提案する。

(3) 単産・地方組織は、全労連の「組織拡大強化中期計画」が決定される06年までに、各組織の組織拡大計画の期間・内容などを全労連の「中期計画」に結合したものにしよう調整する。

I 労働組合の新たな試練と飛躍への可能性

1. 全労連結成の歴史的意義

(1) 1989年11月21日、激動する世界情勢、日本の政界と労働戦線再編成のなかで、二つのナショナルセンターが結成された。「労資協調」「反自民・非共産」「国際自由労連への加盟」を三つの踏み絵とする連合と、「資本からの独立」「政党からの独立」「共通する要求での行動の統一」を三原則としてかかげた全労連の結成である。全労連の結成は、労働組合の右翼的「統一」に期待を寄せた政府・財界にとっても、階級的ナショナルセンターの誕生を待ち望んだ労働者・国民にとっても、わが国の戦後史に一頁を記す選択となった。

(2) 全労連は、その活動を社会的に封殺しようとする政府・財界の攻撃をのりこえて、わが国の階級的ナショナルセンターとして初めて10年以上にわたって存在し、運動と組織を着実に前進させてきた。大企業の横暴と巨大な内部留保を社会的に告発し、職場・産別・地域のたたかいを結合して展開してきた国民春闘やリストラ反対・権利闘争、広範な国民、団体とともに全国に運動を広げてきた社会保障闘争や平和運動など、「もし全労連なかりせば」を考えた時、全労連結成の歴史的意義は誰にも否定できない。

(3) 組織的にも、経済グローバル化を口実にした「三種の神器」の崩壊、大企業のリストラ「合理化」のもとで、公称800万人で発足した連合が120万人の組織減を余儀なくされる事態のなか、全労連は中小企業経営をめぐる未曾有の危機のなかでも、結成時の134万人の組織人員を維持してきた。これは、政府や財界の攻撃、マスメディアなどによる意図的な差別と選別、全労連「シフト」を、単産と地方・地域の統一した運動を前進させながらちとってきた貴重な到達点である。

2. 破壊される雇用、生活、権利

(1) 全労連結成の歴史的意義は明らかなが、同時に労働戦線再編後の労働者をとりまく環境が著しく悪化している事実も直視しなければならない。350万人にのぼる完全失業者、連続的に低下する賃金水準、過労死やサービス残業を生み出す「ルールなき資本主義」、社会保障制度の解体が進行している。いまや大企業は、史上最高利益を謳歌しながらリストラ・「合理化」を激化させ、どんなに利益をあげてもいっさい賃上げしない。また、戦後初めて日本の自衛隊が戦闘の続くイラクに派兵され、憲法改悪の策動も本格化している。

(2) また、労働組合組織率は労働戦線再編成後も下がり続け、03年にはついに19.6%にまで低下した。こうしたなかで、2003年9月12日に中坊公平弁護士など7氏からなる「連合評価委員会」が出した最終報告は、日本の労働組合の現状を的確に指摘した。その内容は、『連合は大企業で働く男性正社員の利益のみを代弁し、労使協調路線にどっぷり浸かっている』『労働運動の理念・思想を原点にたちもどって再構築せよ』『社会の不条理に対して闘う姿勢を持ち行動せよ』などというものである。

(3) 「連合評価委員会」報告は、果たして連合にだけ向けられたものなのだろうか。全労連は、わが国の労働組合全体、なかんずくナショナルセンターに向けて発せられたものとして受け止める。もちろん、全労連は「大企業の男性正社員中心」の「労資協調路線にどっぷり浸かった」組合ではない。企業・産業を超えて労働者との総対話と共同を追求し、社会の不条理に対して闘う姿勢をつらぬいてきた。しかし、その全労連の主張と闘う姿はまだ多くの労働者・国民の眼に届いていない。

3. 求められる労働組合の改革

(1) 21世紀初頭の時代、日本の労働組合は新たな試練に立たされている。全労連の結成と15年間の運動、組織の中軸を担って奮闘してきたのは、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる組合員であるが、いまその「団塊の世代」の仲間が50歳台の半ばを過ぎ、まもなく定年を迎える年代に突入している。その量は、おそらく毎年数万人規模にのぼるであろう。こうしたなかで、全労連運動と組織をいかにして次世代に引き継ぎ、さらなる飛躍につなげていくのか、まさに重大な試練に直面していると言わなければならない。

(2) また、15年にわたる全労連運動を振り返った時、全労連の組合といえども①根づよい企業内意識が残されていること、②男性中心の役員構成になっていること、③正規雇用労働者を対象とした活動にとどまっていること、④幹部請負で全員参加の運動に成功していないこと、⑤機械的な抵抗・対立型の闘争から脱却していないことなどについて、率直な自己点検が求められている。日本の労働組合運動がかかえている共通の問題点としてとらえ、大胆な改革の道を探求していかなければならない。

(3) さらに、全労連運動は組織力量の限界による困難にしばしば直面してきた。政府や財界は全労連がどんな要求政策を提起しようがまともな交渉に応ぜず、マスコミはどんな行動を展開しようともともに報道しない。その背景には、全労連が日本の全雇用労働者の2.4%、組織労働者の12.7%にとどまっている組織力量の不足があることを認めざるを得ない。全労連に結集する多くの単産が全都道府県に組織を確立している状況になく、産業に対する影響力の限界性をもっている。

4. 労働組合運動の新たな前進への可能性

(1) 21世紀の初頭、職場では、これからも激しいリストラ「合理化」の嵐が吹き荒れ、企業は利益をあげても賃上げをいっさいせず、業績主義賃金などによって労働者を差別・分断する資本の攻撃がいつそう強められてくることを覚悟しなければならない。政治的にも、「保守二大政党論」がは

びこるなかで、戦後労働組合運動の「拠り所」であった憲法の改悪策動が本格化し、さらに社会保障制度の全面的な解体や消費税の増税など、徹底した国民収奪が強まることも予測される。まさに労働組合の真価が問われている時代が続くだろう。

(2) しかし、全労連の運動・組織の飛躍の展望はまさにその時代認識のなかにこそある。人間らしく当たり前に働き生きる権利さえ根底から奪い去ろうとする資本の攻撃のもとで、「もうガマンできない」「労働組合に結集し団結してたたかおう」と立ち上がる労働者の行動が、全国のあちこちの職場・地域で芽生えている。ここに、日本労働組合運動の再生の土台があるし、結成15年の闘いを通じて着実に高めてきた社会的役割ともあいまって、全労連の運動と組織の飛躍への可能性が秘められている。

(3) 労働組合運動には、これからも幾多の困難が待ちうけているだろう。財界・大企業と国家機能が結びついた系統的で全面的な支配体制を打破するのは容易なことではない。同時にその攻撃は、彼らの統治形態をも急速に突き崩しつつあり、すべての加盟組織と組合員が団結して闘うなら、かつて経験したことのない飛躍を勝ちとることができることにも特徴がある。労働者と国民が直面している雇用、生活、権利の破壊、平和と民主主義の危機を直視するなら、組織の拡大・強化と改革は決して後戻りの許されない歴史的任務であり、不退転の決意をもって挑戦することが求められる。

Ⅱ 組織的飛躍にむけた「4大目標」と戦略

(1) 全労連は、2000年7月に開催した第19回定期大会において、2010年までに到達すべき中期目標として「21世紀初頭の目標と展望」を提起し、このなかで日本労働組合運動の壮大な統一を追求していく姿勢を明確に打ち出した。そして、その展望を切り拓くためにも労働戦線「統一の母体」として全労連の主体的力量強化をはかることが決定的に重要であることを強調した。ここに提案する組織建設の目標は、「21世紀初頭の目標と展望」にそって、2010年までに達成をめざすものである。

(2) その量的目標は「500万全労連」を基本目標に据えつつ、当面2010年までに「250万全労連」「600地域組織」を実現することである。これは日本の雇用労働者5,373万人の5%にあたる。組織拡大推進基金とも結合して全労連と単産、地方・地域が一体となって達成をめざす。

1. 「大産別」も視野に単産の拡大・強化の追求

(1) 全労連は、日本のナショナルセンターとしては初めて、単産と地方組織を対等平等の加盟単位として結成された。しかし、現実的に組織体制や財政の中軸を担っているのは単産である。その単産の組織人員が百万人にみたく、全国的にすべての単産の地方組織を確立できていないことは、ナショナルセンターの最大の組織的課題となっている。

(2) ①現行の単産組織人員(95万7,147人)を2010年までに140万人(50%増)に到達させること、②すべての都道府県に単産の地方本部を確立すること、③中立・友好単産の加入を促進することを目標とする。同時に、産業構造がダイナミックに変化し、ボーダレス化が進行するもとの、その変化に対応できる組織的対応が求められており、「大産別」を視野に入れた単産機能の強化を大胆に探求していく。

(3) 非正規雇用労働者や委託労働者も組織化の視野に入れ、産別規約の見直しや「個人加盟」労組の確立をはかる。また、基幹産業における主要企業の社会支配力が強まるなか、闘う労働組合の拠点を築くことが重要になっており、それに対応できる産別組織形態を検討する。大企業内で奮闘

している少数派に対する産別組織の支援を強め、「要求での多数派」形成を重視した運動を推進する。

2. 地域に密着した組織づくりと拡大運動の推進

(1) 全労連は結成から10年間にわたって100万人未満で公表されてきた。これは、政府がナショナルセンター組織人員を中央単産のみによって集計し、地方・地域組織を通してナショナルセンターに加盟している組合員を意図的に除外してきたからである。2000年からこれが改善され、地方組織単独加盟の組合員もカウントされるようになったことから、全労連が100万人をこえて発表され、ILO労働者代表の選出などにつながってきた。

(2) したがって、地域の膨大な未組織労働者の組織化、未加盟・中立組合の加盟を推進することは地域からの運動前進にとって重要であるばかりか、全労連の社会的地位を向上させるうえでも不可欠の課題となっている。2003年6月現在、37万1,670人である地方・地域組織単独加盟の組合員を2010年までに50万人以上拡大することを目標とする。同時に、地方・地域組織への単独加盟組合の単産結集を推進する。

(3) 600地域組織建設を目標としつつ、市町村合併などの動きとあわせて見直しをはかる。到達点を大切にしつつ、①人口20万人以上の地域には必ず地域労連を確立し、専従者配置を追求する、②すべての地方組織で、地方・地域労連に未加入の全労連傘下労組の計画的結集をはかる、③非正規雇用労働者を含む未組織労働者の加入計画を確立する、④組織化の受け皿となる3点セット（常設労働相談センター、ローカルユニオン、地方共済会）の計画的確立に取り組む。同時に運動体としての「パート・臨時労組連絡会」を確立する。以上を基準にして組織拡大計画を立案する。

3. 非正規雇用労働者の本格的な組織化の前進

(1) 政府や財界が、グローバル経済下における国際競争力の強化を口実に、日本の労働者の賃金を「アジア水準」まで切り下げることがをたくらみ、その手段として正規から非正規雇用への置き換を大規模に促進しているなかで、パート、臨時、フリーター、派遣、請負などの形態で働く労働者はすでに全雇用労働者の3分の1に達しようとしている。しかし、非正規雇用労働者の労働組合の組織率は3.0%にすぎず決定的に立ち遅れている。

(2) したがって、非正規雇用労働者の本格的な組織化が日本労働組合運動の焦眉の課題となっている。全労連は、2010年までに、非正規雇用労働者の5%、50万人の組織化をめざす。そのためにも、「パート・臨時労組連絡会」を全労連規約第30条にもとづく「補助組織」として位置づけ、専従者の配置や一般会計による財政措置を検討する。単産は、「パート・臨時部会」などを設置して対応するとともに、2010年までにすべての地方組織に「パート・臨時労組連絡会」を結成し、地域にも広げていく。

(3) スキルアップの機会をつくり、専門教育や学習会、共済制度を活用しながら、ローカルユニオンに地域の非正規雇用労働者の結集をはかる。派遣・請負・委託などの間接雇用労働者について、地域や業種に応じた横断的組織づくり、交流、要求集約をはかる。ヘルパーについては、関係単産・地域組織が連携をとって組織化をすすめ、ヘルパー労働者の全国的ネットワークを立ち上げる。

4. 青年・高齢者の組織化の重視

(1) 全労連の運動と組織の未来を担うのは、いうまでもなく青年労働者である。「団塊の世代」の組合員が、大量に定年を迎えつつある全労連にとって、青年労働者の組織化と運動への結集強化が避けて通れない。2010年までに、すべての単産・地方組織に青年部組織を確立し、青年自らが青年労働者の組織化と要求実現運動を推進できる体制を強化する。すべての労働組合が、方針・予算・

体制で青年対策の強化をはかる。

とくに地方・地域での青年の結集を重視し、職場内で組織することが難しい青年労働者については地方・地域に「青年ネット」などをつくって実態の交流、学習、運動などにとりくむ。若年者の雇用対策の政策確立と運動を重視する。

(2) 定年期を迎える「団塊の世代」が、引き続き全労連運動に積極的に寄与してもらうための対策が求められる。その組織化に成功すれば、高齢者人口の1%にあたる22万人の年金者組合を建設することも夢ではない。単産・地方・地域組織は、定年後の労働者を年金者組合に結集するとりくみを強める。同時に単産の「OB会」や「退職者の会」などと年金者組合との連携を強める。

Ⅲ チャレンジ5大改革—ナショナルセンター機能強化

1. 未来を担う人づくり

(1) 教育大綱と「研修センター」の確立

古今より「組織は人」と言われてきた。21世紀を担う人材養成にむけた労働者教育が焦眉の課題となっている。「全労連教育大綱」を確立し、大綱にもとづいた労働者教育のテキストの作成、講師団の整備を行ない、系統的な教育学習講座を開催する。人材育成に関する当面の課題として、青年層と単産・地方組織の「専従者研修」に力を注ぐ。また、組織拡大を専門にとりくむ「オルグ研修」を独自に実施する。教育学習活動を推進する拠点として、「全労連研修センター」を設立する。

(2) 機関紙・宣伝活動の抜本的改革

機関紙は全労連の「顔」であり、広範な労働者と全労連をつなぐパイプとしての役割が求められる。発行部数が8万部程度にとどまっている現状を改善し、100万部単位の発行をめざす。内容についても、全労連の政策が誰にもわかり、労働者に勇気を与える内容に改善する。幹部活動家向けの「月刊全労連」の拡大と充実をはかる。「紙」による宣伝媒体から、ビデオなどの視聴覚媒体による教育宣伝、ホームページの充実などインターネットを活用した教育宣伝システムの充実を急ぐ。

2. 強大な財政基盤の確立

(1) 組合費の流れをかえよう

労働者の力は「数」と「団結」である。団結の強さは「金」に反映する。800億円ともいわれる全労連組合員の組合費はどのように使われているのだろうか。最大の問題は組合費が単組単位に細分化され、規模のメリットが生かされていないことである。組合費と使途の問題にメスを入れ、組合費の流れを解明し、強大な資本家陣営と闘うための闘争資金の集中という観点から、「登録制」のあり方も含めてナショナルセンター会費の抜本的な見直しをすすめる。現在3年を期限に取り組みられている組織拡大推進基金との関係も明確にすることを含めて、05年に検討委員会を立ち上げる。

(2) 財政の20%を組織拡大に

組織拡大こそ労働組合の命である。全労連は、組織拡大推進基金の創設で全予算の20%を組織拡大にあてている。予算の中で組織拡大費の割合をどの程度にするのか検討を行ないつつ、単産や地方・地域組織、単組に至るまで、全予算の20%程度を組織拡大予算に計上する方向を追求する。

(3) 共済制度・福祉事業の拡充

働くものの助け合い共済は、労働組合の原点である。全労連結成以来、産別共済と労働共済の設立で前進をはかってきたが、加入率は組織加盟で50%～60%割前後、個人上乘せ加入は20%～30%という現状にとどまっている。各共済会のこれまでの経緯を尊重するとともに、到達点に依拠しながら、新たな加入者も含めて全組合員が加入する魅力ある共済制度への発展にむけ、具体的検討に入る。ナショナルセンターとしての労働者福祉事業の創設についても検討に着手する。

(4) 「争議支援基金」の創設

政府・財界の横暴なリストラ・労働組合破壊攻撃に終わりはなく、不当解雇や配転、差別攻撃は今後も増えるものと予想される。こうした攻撃を闘ってはね返す力をもつことが労働組合の魅力となる。そのために、弁護士費用などの補助・貸付などが行なえる争議支援基金の創設にとりくむ。

3. 求心力ある政策提起と社会的地位の向上

(1) 全労連の政策活動の強化

政策能力・活動は、ナショナルセンターの存在意義にかかわる重要な機能である。道理ある政策提起が、ナショナルセンターの求心力と社会的立場を高め、組織拡大にも波及効果を及ぼす。しかし、現状は矢継ぎ早に繰り出される政府・財界の国民生活破壊政策への抵抗的対応に迫られている。21世紀初頭の目標と展望を実現する「働くルール」「最低保障」など、全労働者にかかわる社会制度の確立・充実にむけて、提案型政策づくりを強化する。政策目標にもとづく労働実態の調査・分析、情報収集作業の蓄積を通じて、全労連「要求と政策」(98年)のバージョンアップをはかる。

(2) 各種審議会委員の獲得

政府は、政労使で構成する国内のすべての審議会・中央労働委員会の労働者委員任命などから全労連を排除している。政府のこの姿勢が、地方にも大きく影響している。公正任命の実現を求める活動を強化し、当面、「最低賃金」「労働基準」「労災」などの審議会、中央労働委員会の労働者委員の獲得を実現する。また、労働審判員制度の発足にともない、労働審判員の公正任命を実現する。

4. 全労連ネットワークの確立

(1) 情報通信網の確立

総務省の「ユビキタスネットワークの将来像に関する報告書」は、2010年までにどこでも何ら制約を受けず、ネットワーク、端末、コンテンツを自由にストレスなく、安心して利用できる通信環境が実現すると予想している。07年を目途に全労連、単産、地方・地域組織をつなぐネットワークを完成する。同時に文書・資料のペーパーレス化をすすめる。全地域組織にパソコンを配備し、専従者に対してIT教育の援助を行なう。ネットワークをフル活用して組織拡大に結びつける。

(2) 全労連応援団の拡充

全労連は政策の策定、教育宣伝、争議指導など、多くの面で労働総研を中心とする学者グループ、弁護士などの援助を受けてきている。これらの輪をいっそう拡大強化するため、系統的・目的意識的な連携・拡充を追求する。同時に社会保障・憲法・平和など国民的課題で協力共同している民主勢力との関係も大胆な強化をはかり、政府・財界の攻撃に真正面から闘える戦線の再構築をはかる。

5. 新しい労働組合運動のあり方を求めて

(1) 企業主義の克服

日本の労働組合運動が、産別・全国的な大規模な運動に発展しきれないできた最大の要因は、「企業内主義」的な弱点にあると指摘されてきた。個別企業における要求闘争と結合して、制度・政策闘争に職場からとりくみ、地域・産別統一行動への結集と、ナショナルセンター規模での統一闘争へ発展させる活動を系統的・意識的に追求する。闘争を通じて新しい横断的組織形態を追求する。

(2) 「セ・パー体型」の活動

雇用労働者の3分の1に達し、さらに激増を続ける非正規雇用労働者の存在は、企業による「雇用の調節弁」と位置づけられ、その要求は長く放置されてきた。正規雇用労働者との賃金・労働条件などの格差も著しいものがあり、「均等待遇」の闘いが重要になっている。正規雇用労働者（セ）とパートなど非正規雇用労働者（パ）が一体となって闘うことが求められる。横断的組織づくりとともに、パート・派遣など多様な雇用形態に対応した労働組合同規約・労働協約への改正を進める。

(3) 男女共同参画型の追求

女性労働者が全雇用労働者の4割を占める実態にある。こうした実態をふまえて、労働組合における運営やスタイルについても男性中心型から男女共同参画型への転換が求められており、世界の趨勢となりつつある。こうしたもつで全労連は、組織の各級機関への女性代表の参加、役員数の増加などを目標に、単産・地方組織で「ポジティブ・アクションプログラム」を作成し、実践する。

(4) 「幹部請負」スタイルの克服

組合民主主義を軽視する組合運営、上部団体の「指令待ち」の組合スタイルが、青年の組合ばなれと結びついている。名実ともに組合員を主人公として、多種多様な労働者の意識・要求に対応できるマルチ型の組合機能を充実させる。同時に幹部請負を改め、全組合員参加の活動を追求する。

(5) 「提案型」労働組合へ

資本の攻撃に抵抗・対立して、不屈に闘うことが情勢をきりひらく土台であることは言うまでもない。同時に、労働組合の社会的信頼を高めるためにも、政府・財界の政策に反対を唱えるだけでなく、労働組合の政策を積極的に対置して闘うことが求められている。また、政府・財界の横暴に苦しむ中小企業・地方自治体・医療福祉団体等とは、一致できる要求を軸に広範な共同を追求する。

以上

MEMO

MEMO

全労連第21回定期大会スローガン

まもろう 雇用・くらし・いのち

ひろげよう 憲法改悪阻止の共同

かちとろう 全労連運動と組織の飛躍



全国労働組合総連合

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F

TEL03-5842-5611 FAX03-5842-5620

<http://www.zenroren.gr.jp>